

中部学院大学短期大学部収容定員関係学則変更届出書

2024年 7月 25日

文部科学大臣 殿

学校法人岐阜済美学院 理事長 片桐 武司

このたび、中部学院大学短期大学部の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

(注)

- 「〇〇大学〇〇学部設置」及び「〇〇大学〇〇学部を設置」の部分については、届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 「学校教育法第4条第2項」の部分については、届出の内容に応じ、「学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項」とすること。

基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガクコホジシキ ギマセ化ガクシ 学校法人 岐阜済美学院								
フリガナ大学の名称	チュウブガクシイダガクシカクシイダガクシ 中部学院大学短期大学部								
大学本部の位置	岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地								
大学の目的	<p>本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実際に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的とする。</p>								
新設学部等の目的	<p>1. 幼児教育学科の定員変更 幼児教育学科は、幼稚園教諭二種免許状の教職課程を有する短大としてこれまでに多くの人材を養成し、社会に送り出してきた。しかし、昨今の18歳人口の減少に伴い入学定員に満たないことが近年続いている。入学定員を実態に合わせ適正な定員管理を行うため、入学定員を100名から80名に変更する。</p> <p>2. 社会福祉学科の定員変更 社会福祉学科は介護福祉士養成を行う短大としてこれまで多くの人材を養成し、社会に送り出している。現在、介護の現場では恒久的に人材不足が発生しており、さらなる人材養成が介護現場、社会から求められている。現在、社会福祉学科では特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人と連携し、外国人留学生の介護福祉士養成を行っており、この結果、日本人学生を含めた入学定員は入学定員80人に対し、令和元年度から入学定員を上回っている。こうした結果から、入学定員を適正規模に回す必要があるため、入学定員を80名から100名に変更する。</p>								
2 3 新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	「3条第1項」とすること。	年	人	年次人	人			年 月 第 年次	
	幼児教育学科	2	80 (100)	—	160 (200)	短期大学士 (幼児教育学)	教育学・保育学 関係	令和7年4月 第1年次	岐阜県関市桐ヶ丘2丁目1番地
	社会福祉学科	2	100 (80)	—	200 (160)	短期大学士 (生活福祉学)	社会学・社会福祉学 関係	令和7年4月 第1年次	同上
計		—	—	—					
同一設置者内における変更状況（定員の移行、名称の変更等）	なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目				
新設 分	学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
			教授	准教授	講師	助教	計		
	幼児教育学科		5人 (5)	2人 (2)	2人 (2)	1人 (1)	10人 (10)	0人 (0)	28人 (28)
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの		5 (5)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	10 (10)	/	/
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
	小計（a～b）		5 (5)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	10 (10)		
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）		0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（a～d）		5 (5)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	10 (10)			

短期大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人

新 設 分	社会福祉学科		4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	9 (9)	0 (0)	37 (37)	短期大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 6人
	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	9 (9)	/	/	
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（a～b）		4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	9 (9)			
	c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（a～d）		4 (4)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	9 (9)			
計		9 (9)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	19 (19)	- (-)			- (-)
既 設 分	該当なし		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	/	/	
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
	小計（a～b）		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
	c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
	d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
	計（a～d）		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
計		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			- (-)
合 計		9 (9)	4 (4)	4 (4)	2 (2)	19 (19)	- (-)	- (-)		
職 種		専 属		そ の 他		計				
事 務 職 員		14人 (14)		6人 (6)		20人 (20)				
技 術 職 員		0 (0)		0 (0)		0 (0)				
図 書 館 職 員		5 (5)		0 (0)		5 (5)				
そ の 他 の 職 員		1 (1)		0 (0)		1 (1)				
指 導 補 助 者		0 (0)		0 (0)		0 (0)				
計		20 (20)		6 (6)		26 (26)				
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計				
	校 舎 敷 地	0㎡	112,828㎡	0㎡		112,828㎡				
	そ の 他	0㎡	9,257㎡	0㎡		9,257㎡				
	合 計	0㎡	122,085㎡	0㎡		122,085㎡				
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計				
		1,789.71㎡ (1,789.71㎡)	30,339.434㎡ (30,339.434㎡)	0㎡ (0㎡)		32,129.144㎡ (32,129.144㎡)				
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室		室				
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点			
		()	()	()	()	()	()			
		()	()	()	()	()	()			
	計	()	()	()	()	()	()			

スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂				厚生補導施設		
		㎡			㎡				㎡		
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	図書費には電子ジャーナル・データベースの整備費(運用コスト含む)を含む。		
	教員1人当り研究費等		350千円	350千円	-千円	-千円	-千円	-千円			
	共同研究費等		5,000千円	5,000千円	-千円	-千円	-千円	-千円			
	図書購入費	4,160千円	4,160千円	4,160千円	-千円	-千円	-千円	-千円			
	設備購入費	2,000千円	2,000千円	2,000千円	-千円	-千円	-千円	-千円			
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
学生納付金以外の維持方法の概要	私立大学等経常経費補助金、資産運用収入、雑収入等										
既設大学等の状況	大学等の名称	中部学院大学									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	人間福祉学部 人間福祉学科	年	人	年次人	人	学士(人間福祉学)	0.88	平成9年度	岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地		
	スポーツ健康科学部 スポーツ健康科学科	4	100	15	430	学士(スポーツ健康科学)	1.03	平成29年度	同上		
	看護リハビリテーション学部 看護学科	4	80	-	320	学士(看護学)	0.91	平成26年度	同上		
	理学療法学科	4	60	-	240	学士(理学療法学)	0.90	平成19年度	同上		
	教育学部 子ども教育学科	4	80	10	340	学士(教育学)	0.82	平成27年度	岐阜県各務原市那加塲田町30-1		
	大学等の名称	中部学院大学短期大学部									
	学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地		
	幼児教育学科	2	100	-	200	短期大学士(幼児教育学)	0.75	昭和42年度	岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地		
社会福祉学科	2	80	-	160	短期大学士(生活福祉学)	1.09	平成6年度	同上			
附属施設の概要	名称: 体育館 目的: 体育実技の授業で使用 所在地: 岐阜県関市桐ヶ丘一丁目3番地 設置年月: 平成29年3月 規模等: 土地2,537㎡、建物2,829㎡										

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

学校法人岐阜済美学院 設置認可等に関わる組織の移行表

令和6年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和7年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
-------	----------	-----------	----------	-------	----------	-----------	----------	-------

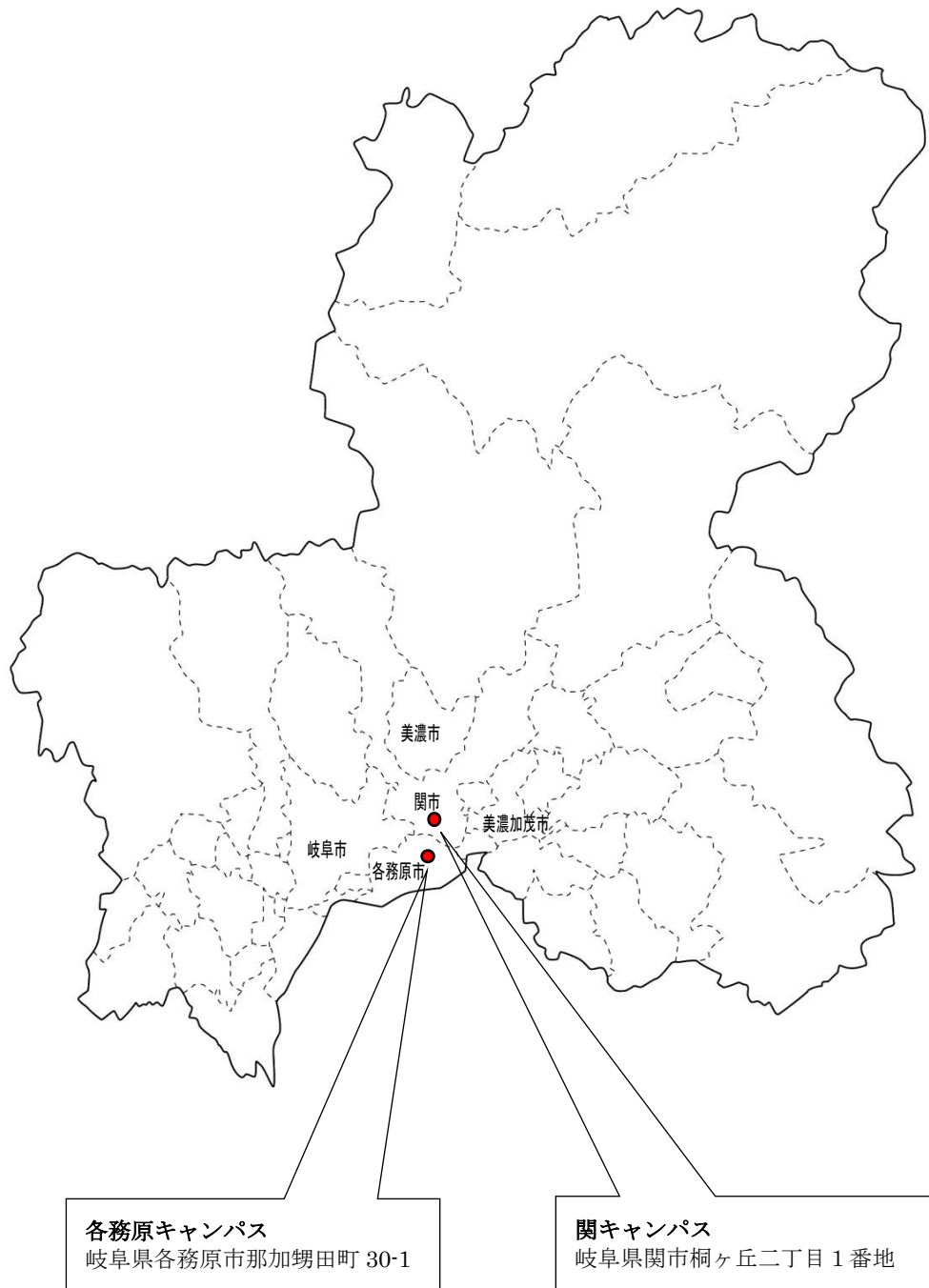
中部学院大学短期大学部			
幼児教育学科	100	-	200
社会福祉学科	80	-	160
<hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> 計	<hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> 180		<hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> 360

中部学院大学短期大学部			
幼児教育学科	<u>80</u>	-	<u>160</u> 定員変更(△20)
社会福祉学科	<u>100</u>	-	<u>200</u> 定員変更(20)
<hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> 計	<hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> 180		<hr style="border: none; border-top: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> 360

校地校舎等の図面

(1) 都道府県内における位置関係の図面

岐阜県



キャンパス周辺図



(2) 最寄り駅からの距離や交通機関がわかる図面

関キャンパス (所在地：岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地)

- ・ J R 岐阜駅から 17 km スクールバス 約 40 分
- ・ J R 太田駅から 13.3 km スクールバス 約 40 分
- ・ J R 多治見駅から 30.7 km スクールバス 約 80 分
- ・ 名鉄新鵜沼駅から 14.7 km スクールバス 約 35 分
- ・ 長良川鉄道関口駅から 5.4 km スクールバス 約 20 分
- ・ 養老鉄道北神戸駅から 32 km スクールバス 約 105 分
- ・ J R 那加駅から 12.3 km スクールバス 約 30 分

各務原キャンパス (所在地：岐阜県各務原市那加甥田町30-1)

- ・ 名鉄各務原市役所前駅から 795m 徒歩 5 分
- ・ J R 那加駅から 1.8 km 徒歩 15 分、スクールバス 5 分

関キャンパス ↔ **各務原キャンパス**

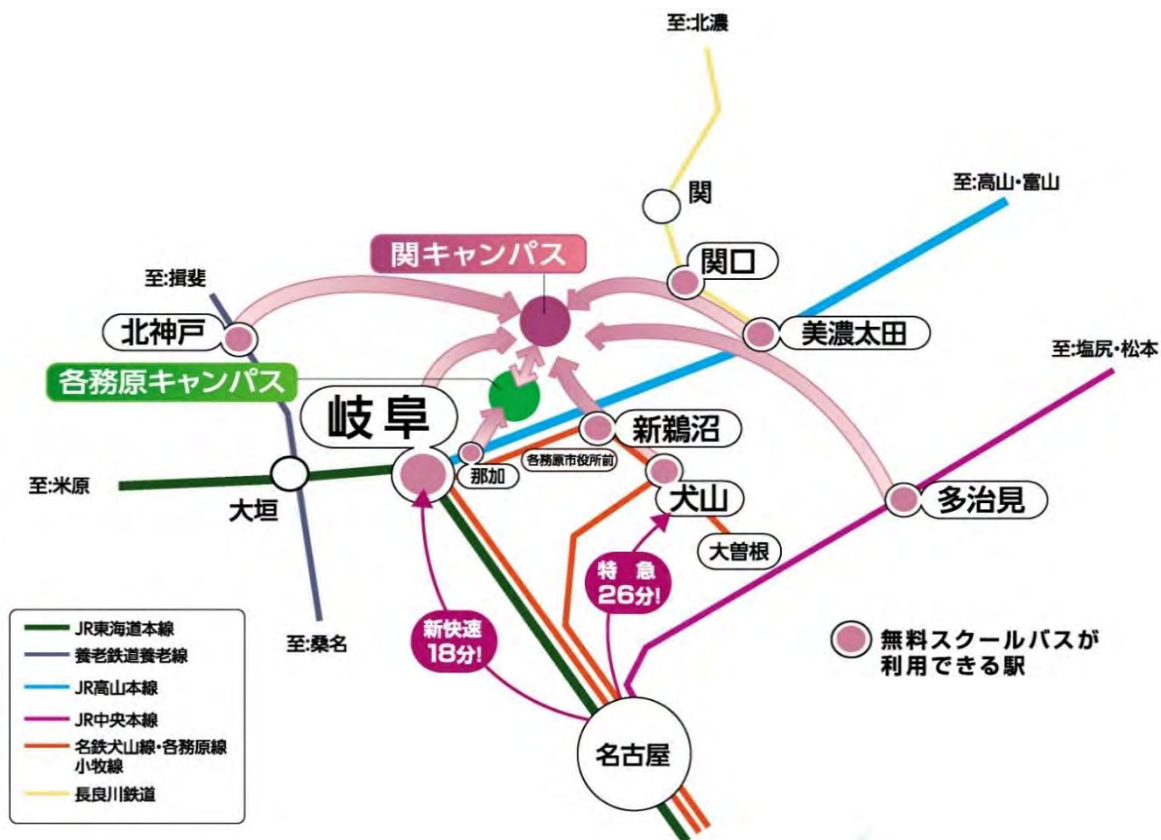
- ・ 関キャンパスから各務原キャンパスまでの移動時間は、スクールバスで約 20 分 (11 km)

【関キャンパス発各務原キャンパス行き】

①8:35 発、②12:50 発、③16:45 発、④18:25 発、⑤19:30 発

【各務原キャンパス発関キャンパス行き】

①8:30 発、②10:00 発、③12:50 発、④15:05 発、⑤16:45 発、⑥18:25 発



(3) 校舎、運動場等の配置図

校地面積

校地	面積
関キャンパス	122,085㎡(内運動場用地 76,659㎡)
各務原キャンパス	23,084㎡(内運動場用地 3,212㎡)
合計	145,169㎡(内運動場用地 79,871㎡)

校舎面積

校地	校舎	構造	面積(㎡)	備考	
関キャンパス (基準内)	1号館(本館図書館棟)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造8階建	4,369.164		
	2号館(研究棟含む)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造8階建	8,599.860		
	3号館	鉄筋コンクリート造3階建	982.200		
	4号館	鉄骨造3階建	2,212.150		
	5号館	鉄筋コンクリート造3階建	3,233.590		
	6号館	鉄筋コンクリート造4階建	1,762.650		
	7号館	鉄骨造2階建	161.600		
	8号館	鉄筋コンクリート造4階建	1,519.560		
	10号館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建	3,097.160		
	11号館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階建	2,652.700		
	10号館・11号館渡り廊下	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建	140.460		
	本館・10号館渡り廊下	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建	210.930		
	5号館別館(治療室及び倉庫)	鉄骨造2階建	568.360		
	プロパン庫	鉄筋コンクリート造平屋建	2.160		
	化粧棟	鉄筋コンクリート造2階建	337.200		
	器具庫	鉄骨造平屋建	50.420		
	渡り廊下	鉄骨造平屋建	104.910		
	ガードマンボックス	軽量鉄骨造平屋建	3.230		
	コミュニケーション棟	鉄筋コンクリート造3階建	1,727.720		
	運動学実習棟	鉄骨造平屋建	454.970		
	小計			32,190.994	
			内大学専用	7,142.370	
			内大学・短期大学部と共用	23,410.044	
			内短期大学部専用	1,638.580	
	(基準外)	9号館(学生クラブハウス)	鉄骨造2階建	318.860	
		体育部室	コンクリートブロック造平屋建	52.810	
		室内練習場、便所、本部席	軽量鉄骨造平屋建	844.460	
弓道場(射場)		軽量鉄骨造平屋建	80.000		
子ども家庭支援センター		鉄筋コンクリート造平屋建	72.870		
吹奏楽部室		軽量鉄骨造平屋建	293.400		
体育館		鉄骨造2階建	2,829.110		
クラブハウス棟		軽量鉄骨造2階建	168.440		
小計				4,659.950	
各務原キャンパス (基準内)		各務原校舎	鉄筋コンクリート造4階建	8,500.190	
	小計		8,500.190		
			内大学専用	8,500.190	
合計			45,351.134		

(桐ヶ丘幼稚園)

子ども家庭支援センター

北総合グラウンド

駐車場

体育館

11号館

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

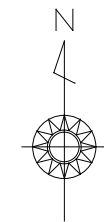
テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート

テニスコート



S = 1/2500

研究棟

2号館

図書館棟

1号館

コミュニケーション棟

9号館

3号館

7号館

5号館別館

4号館

8号館

5号館

6号館

7号館

器具庫

ガードマンボックス

駐車場

東総合グラウンド

駐車場

運動学実習棟

吹奏学部棟

体育館

室内練習場

(トレーニングセンター)

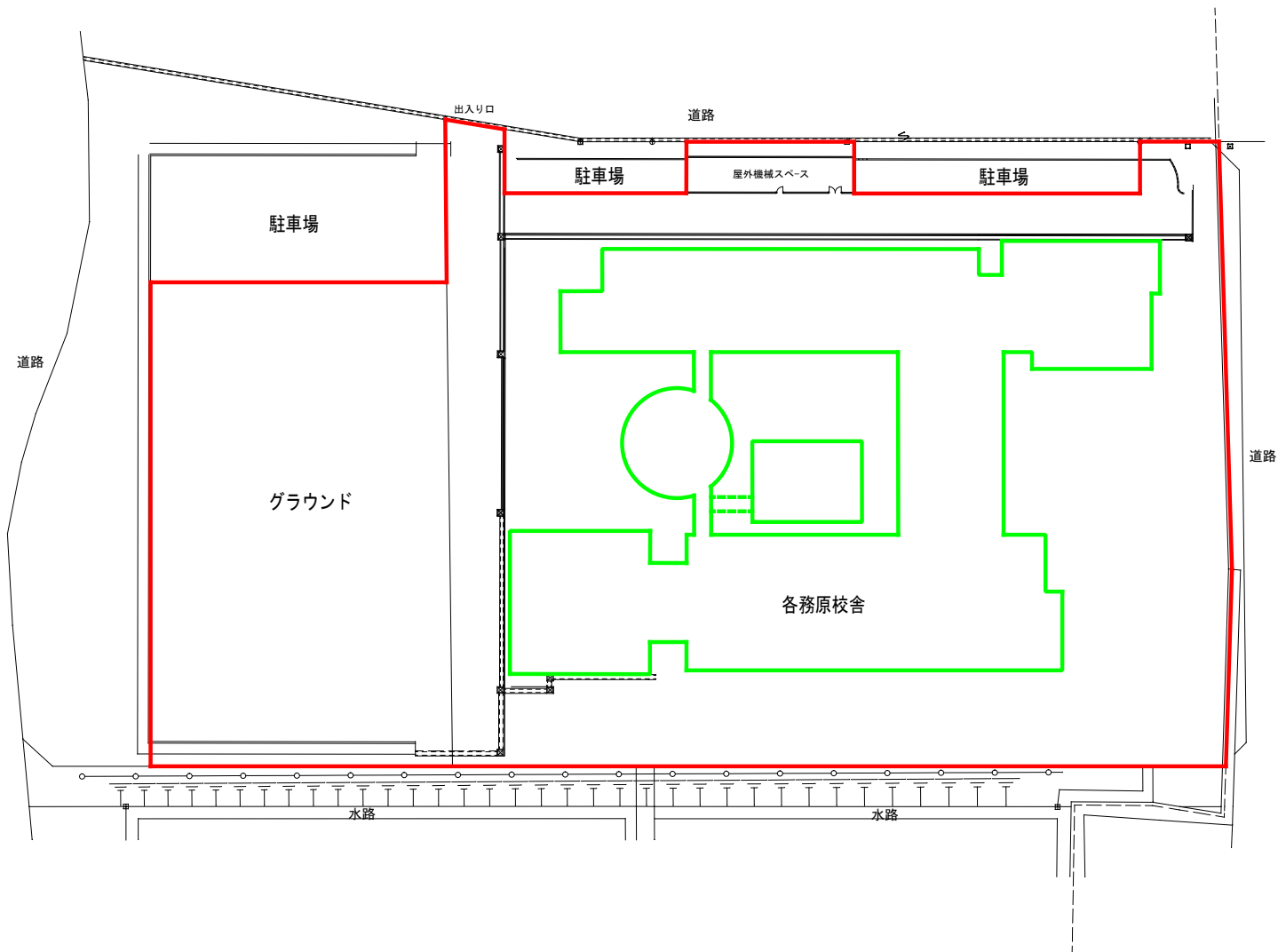
弓道場

駐車場

道路

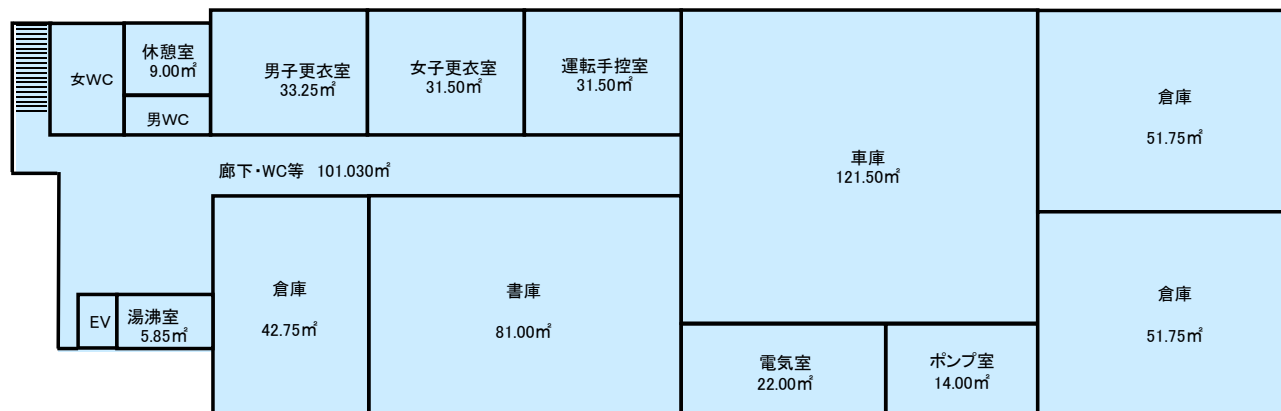


S = 1/1000

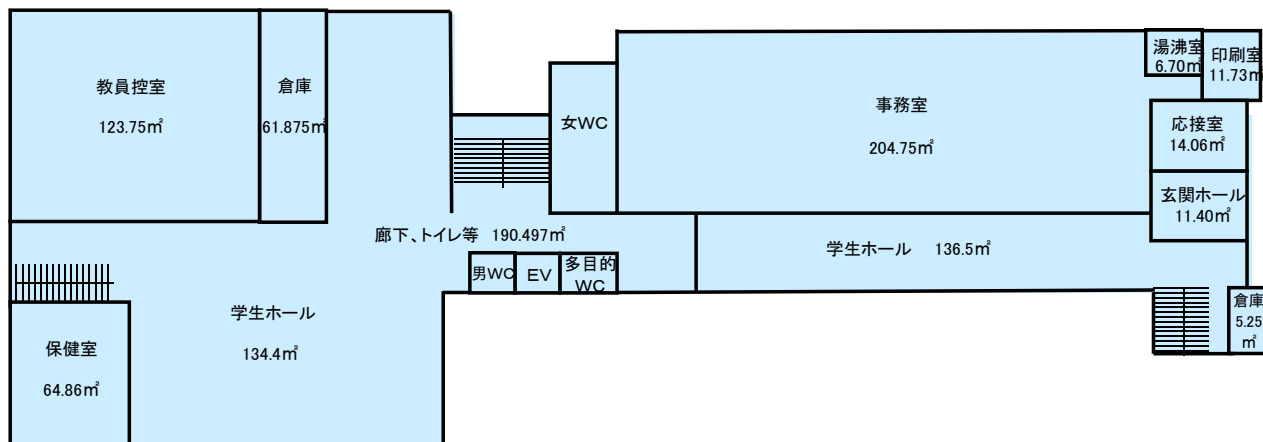


(4) 校舎平面図

1号館 地階 596.880㎡

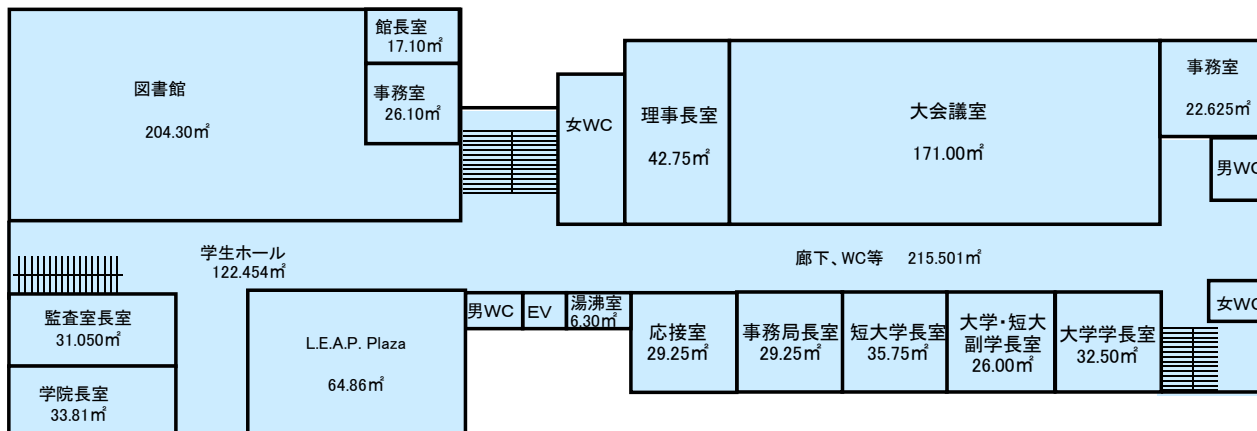


1号館 1階 965.772㎡

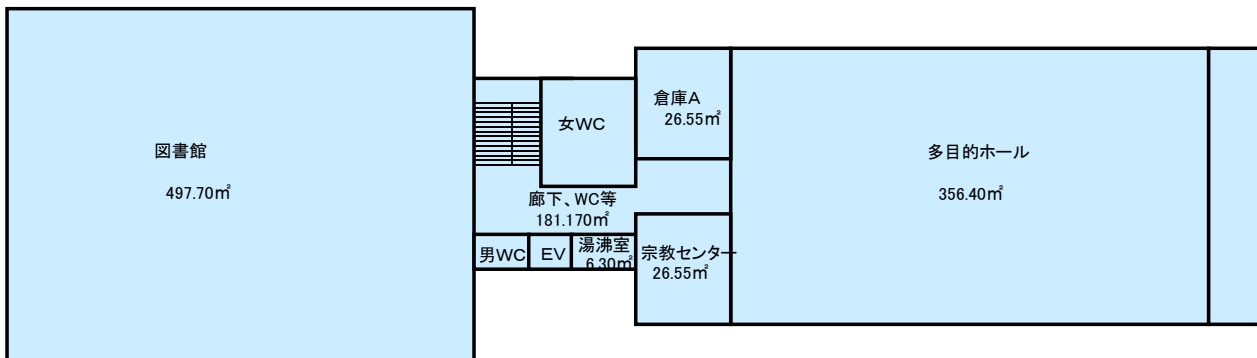


大学院・大学・短期大学部共用

1号館 2階 1,110.600㎡

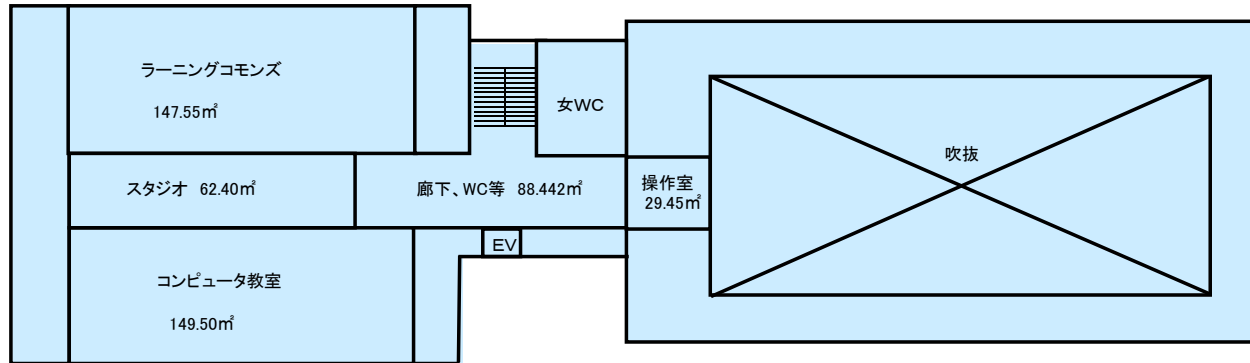


1号館 3階 1,094.670㎡



大学院・大学・短期大学部共用

1号館 4階 477.342㎡



1号館 5階 30.975㎡



1号館 6階 30.975㎡



1号館 7階 30.975㎡

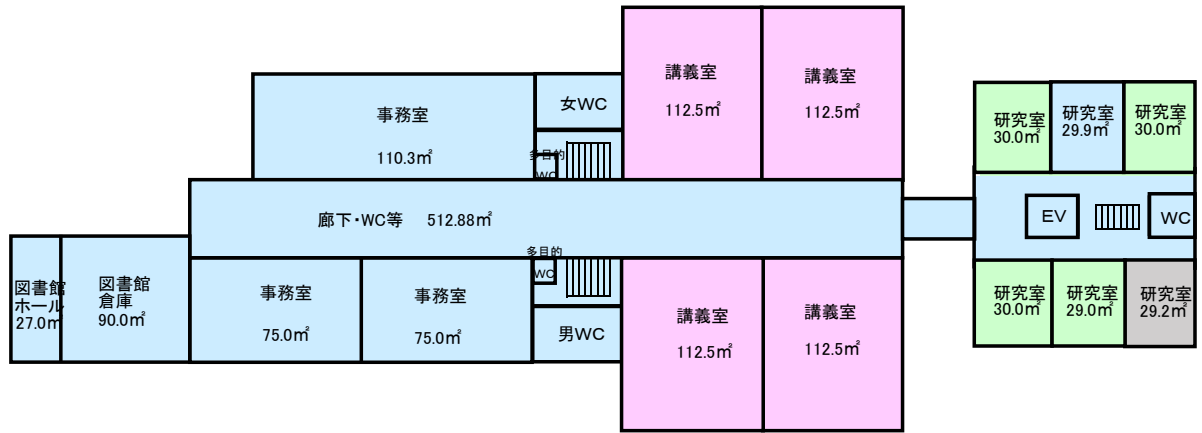


1号館 8階 30.975㎡

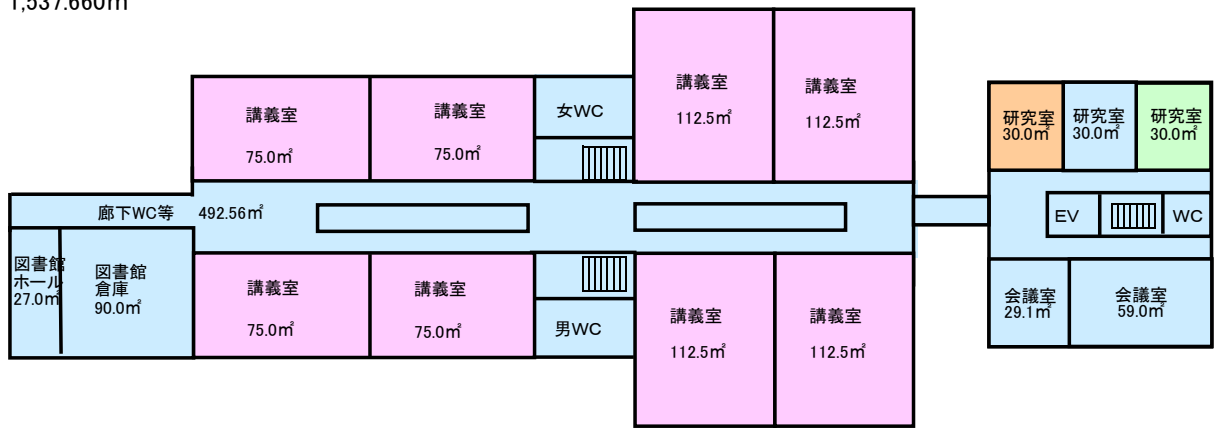


大学院・大学・短期大学部共用

2号館 1階 1,518.280㎡

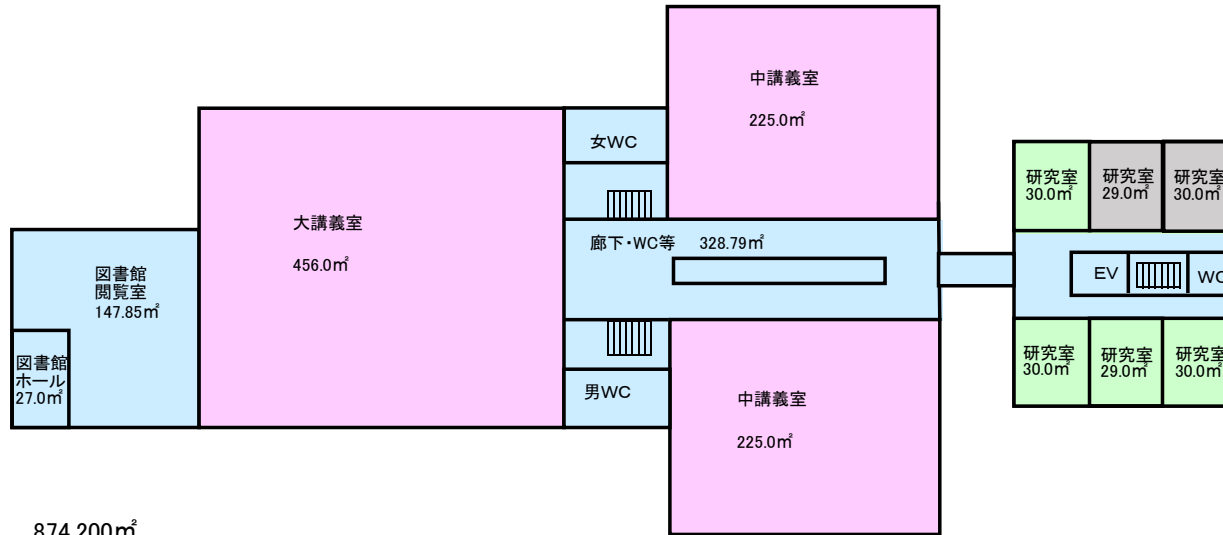


2号館 2階 1,537.660㎡

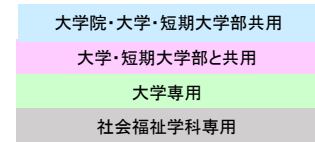
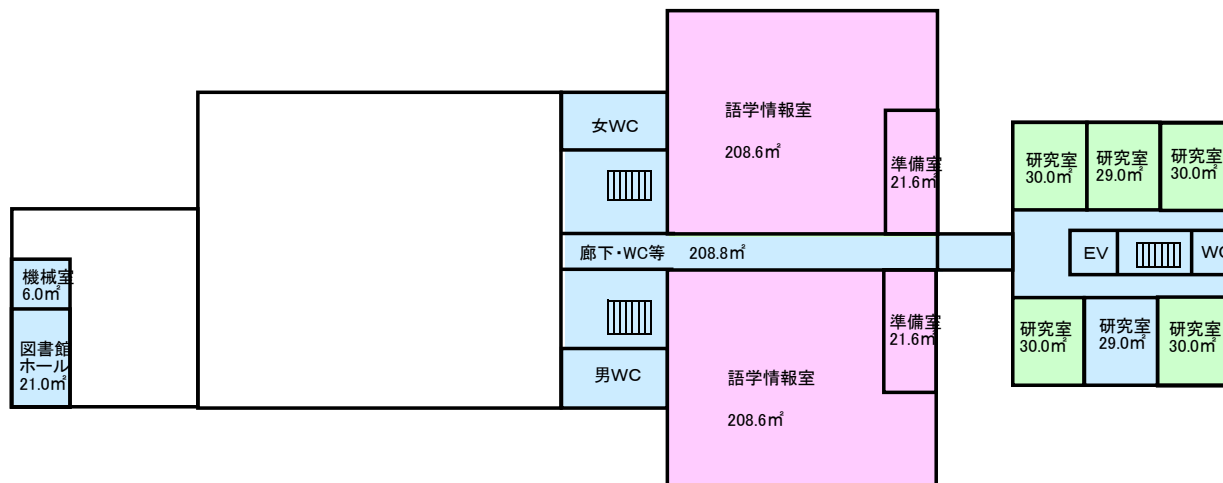


大学院・大学・短期大学部共用
大学・短期大学部と共用
大学専用
社会福祉学科専用
大学院専用

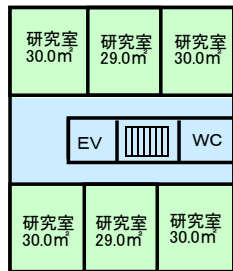
2号館 3階 1,587.640㎡



2号館 4階 874.200㎡

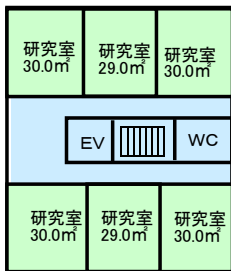


2号館 5階 256.500㎡



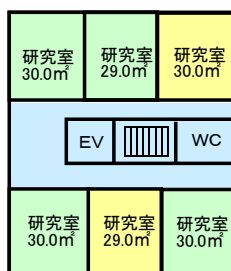
廊下、トイレ等 78.5㎡

2号館 6階 256.500㎡



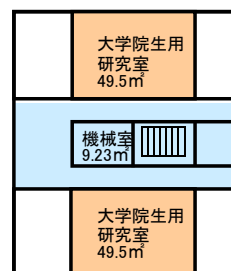
廊下、トイレ等 78.5㎡

2号館 7階 256.500㎡



廊下、トイレ等 78.5㎡

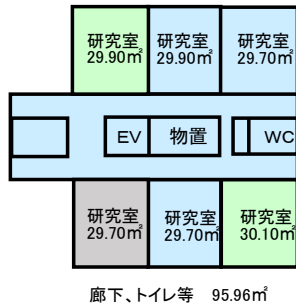
2号館 8階 143.820㎡



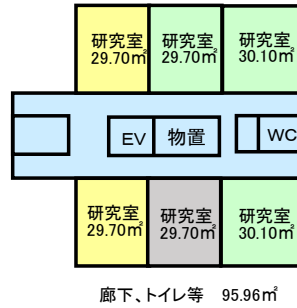
廊下、トイレ等 35.59㎡

大学院・大学・短期大学部共用
他学科専用
大学専用
大学院専用

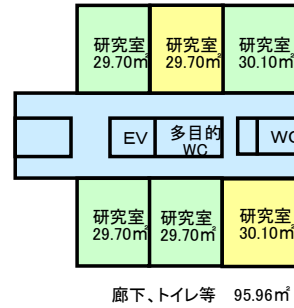
研究棟 1階 274.960㎡



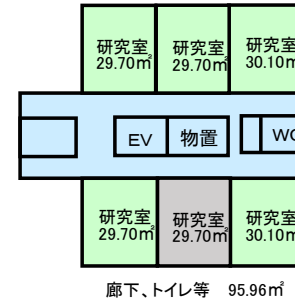
研究棟 2階 274.960㎡



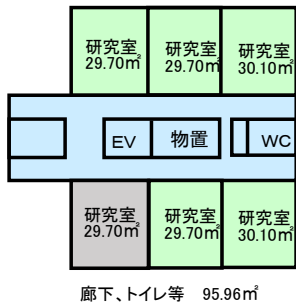
研究棟 3階 274.960㎡



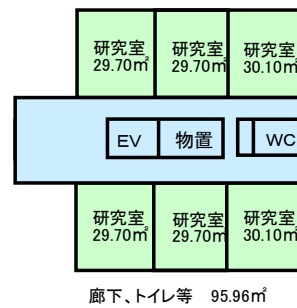
研究棟 4階 274.960㎡



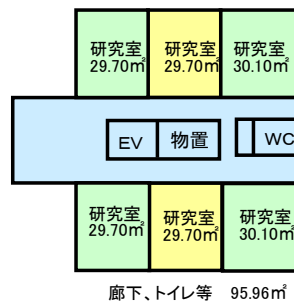
研究棟 5階 274.960㎡



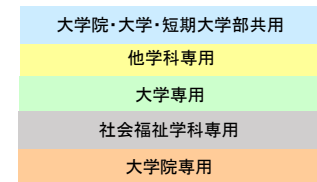
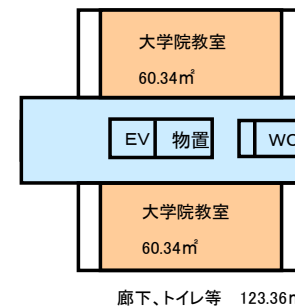
研究棟 6階 274.960㎡



研究棟 7階 274.960㎡



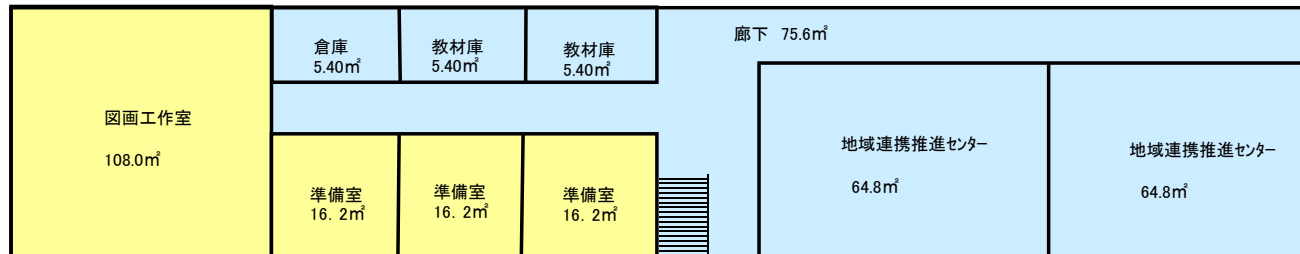
研究棟 8階 244.040㎡



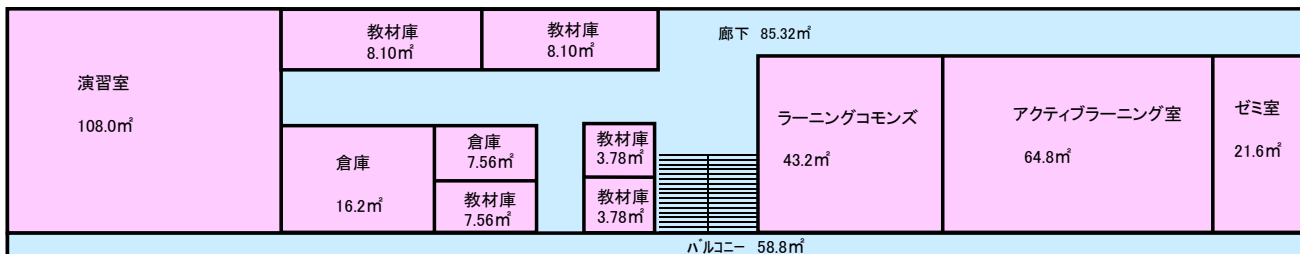
3号館 1階 167.400m²



3号館 2階 378.000m²

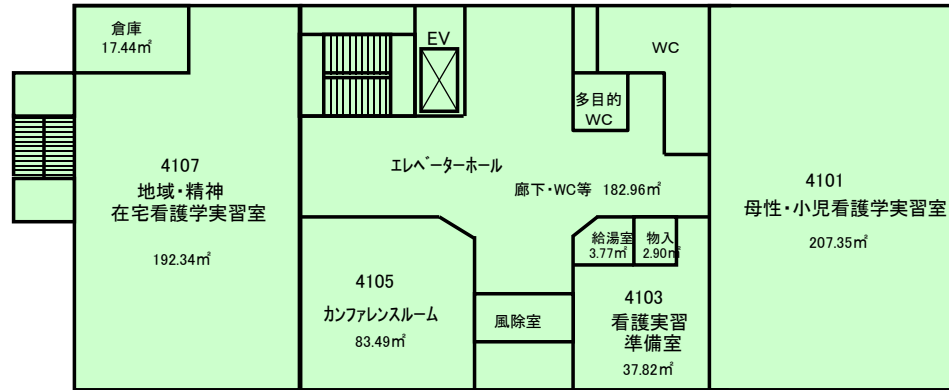


3号館 3階 436.800m²

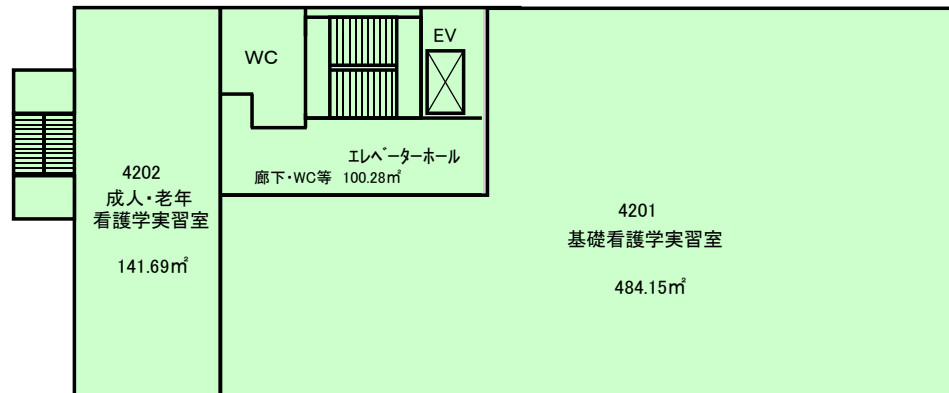


大学院・大学・短期大学部共用
大学・短期大学部と共用
他学科専用

4号館 1階 728.070m²

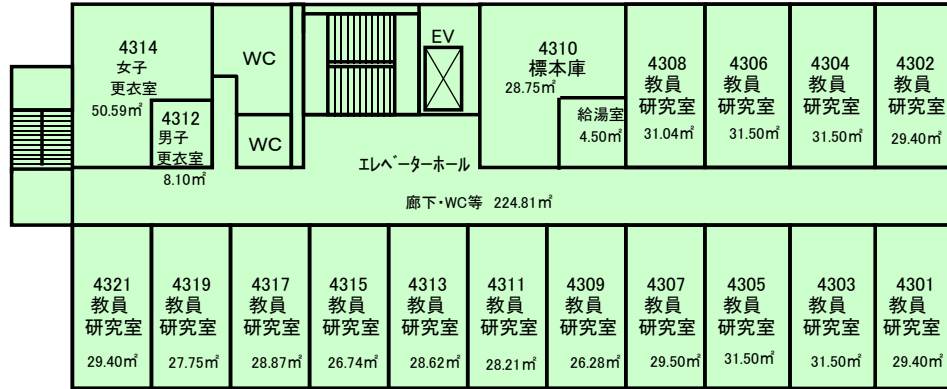


4号館 2階 726.120m²



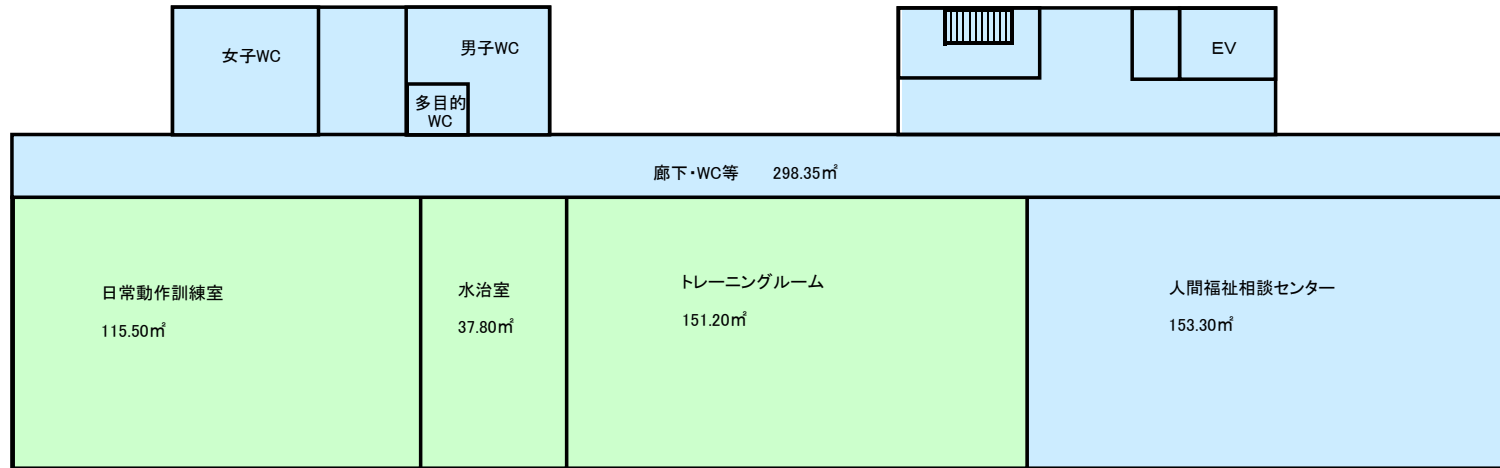
大学専用

4号館 3階 757.960m²

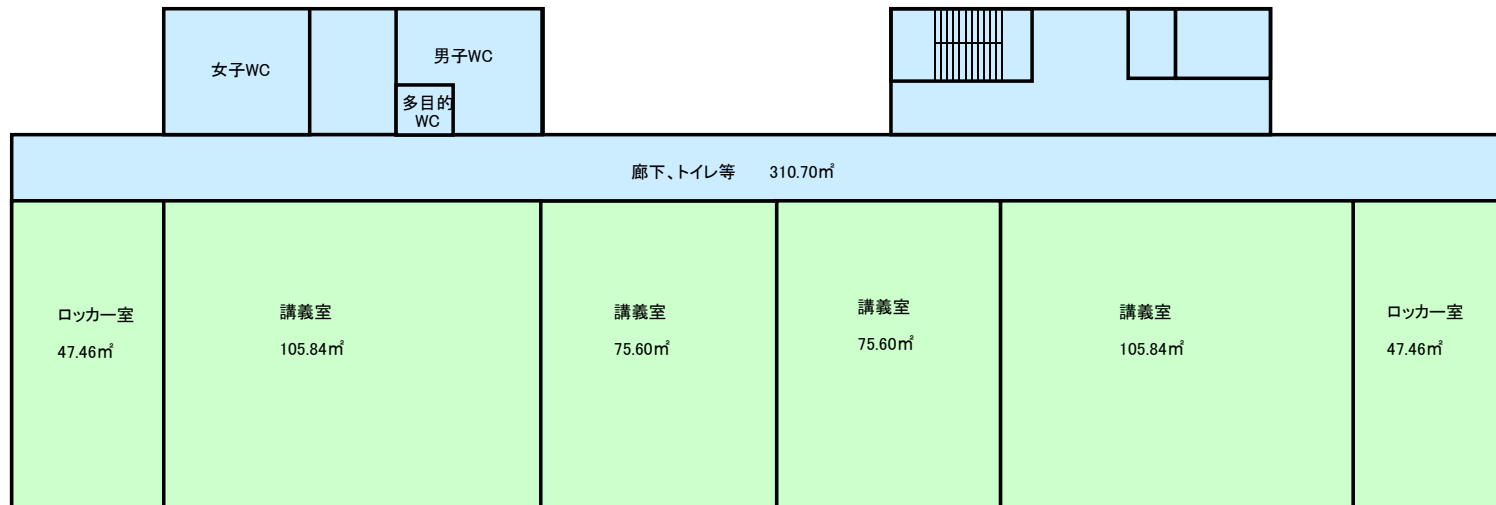


大学専用

5号館 1階 756.150㎡

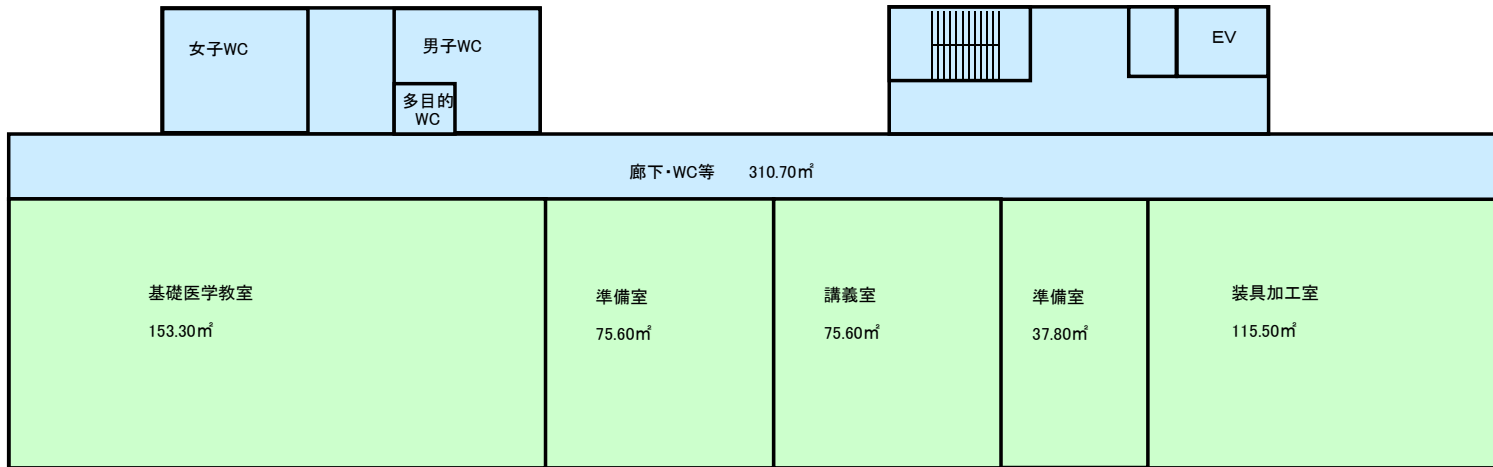


5号館 2階 768.500㎡

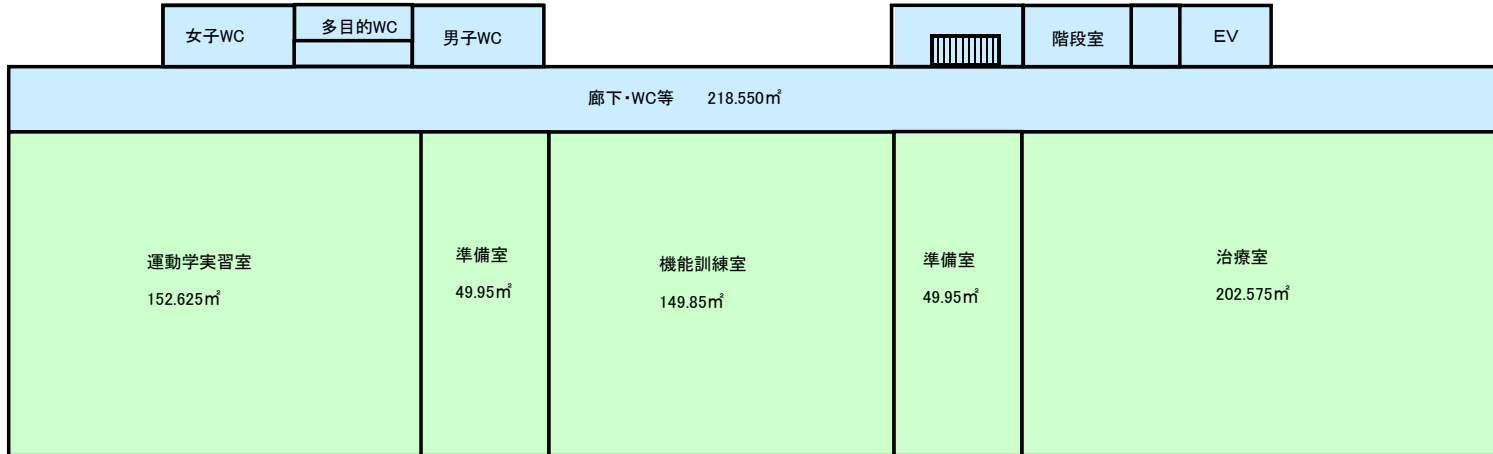


大学院・大学・短期大学部共用
大学専用

5号館 3階 768.500㎡



5号館 4階 823.500㎡



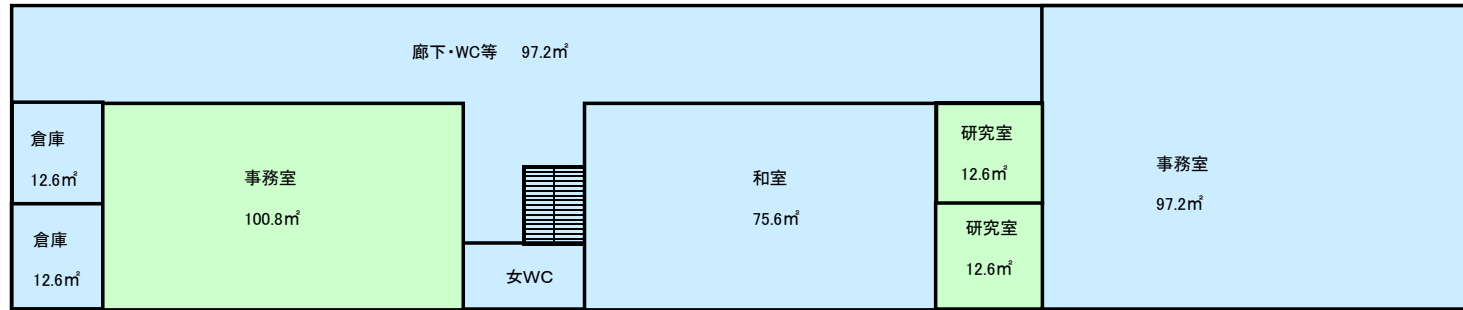
5号館 渡り廊下 116.940㎡



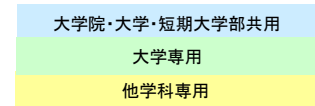
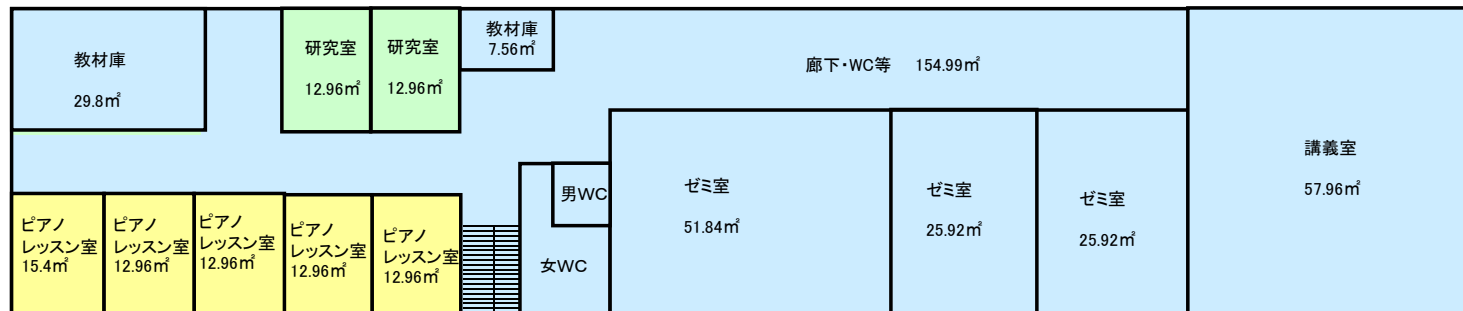
大学院・大学・短期大学部共用

大学専用

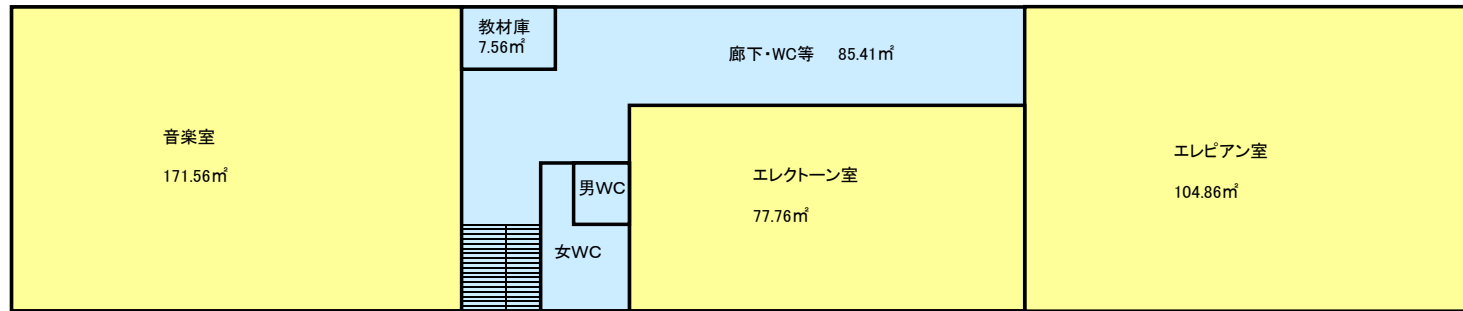
6号館 1階 421.200㎡



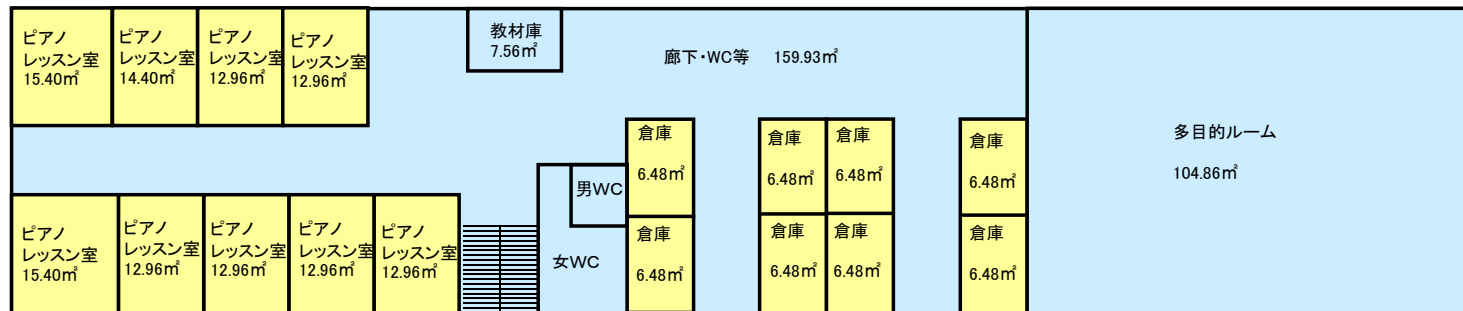
6号館 2階 447.150㎡



6号館 3階 447.150㎡

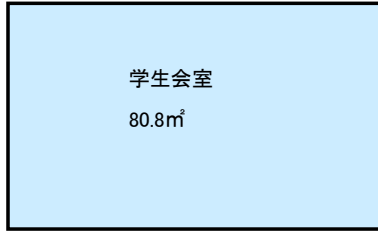


6号館 4階 447.150㎡

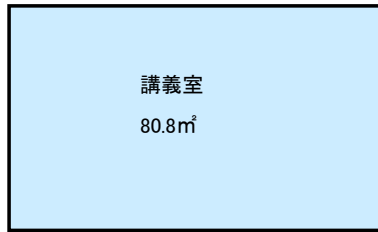


大学院・大学・短期大学部共用
他学科専用

7号館 1階 80.800m²

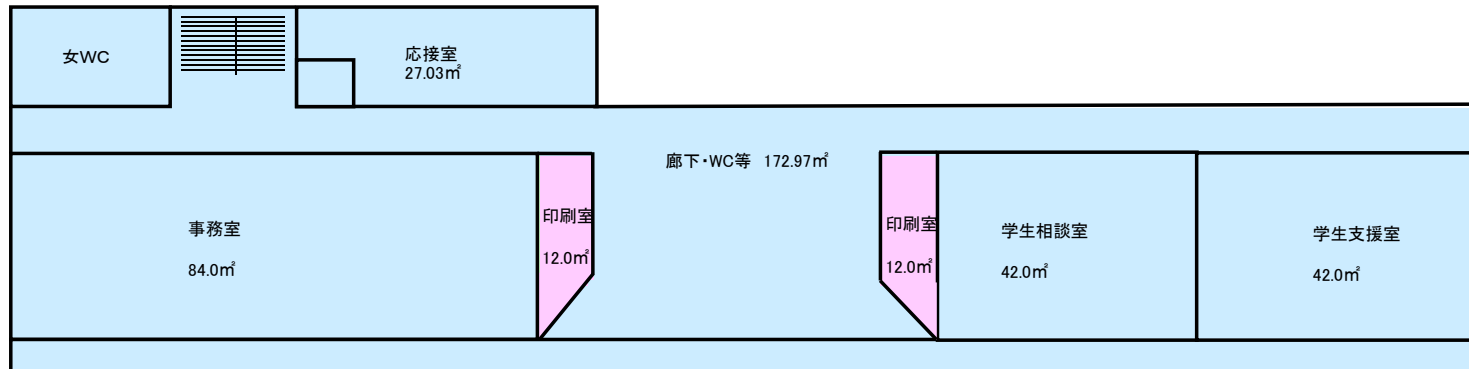


7号館 2階 80.800m²

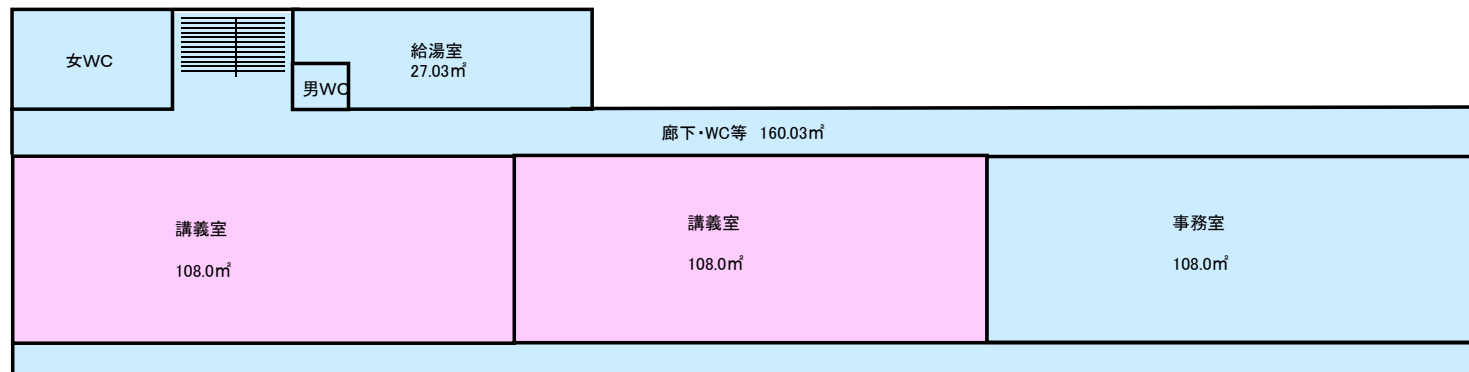


大学院・大学・短期大学部共用

8号館 1階 392.000㎡



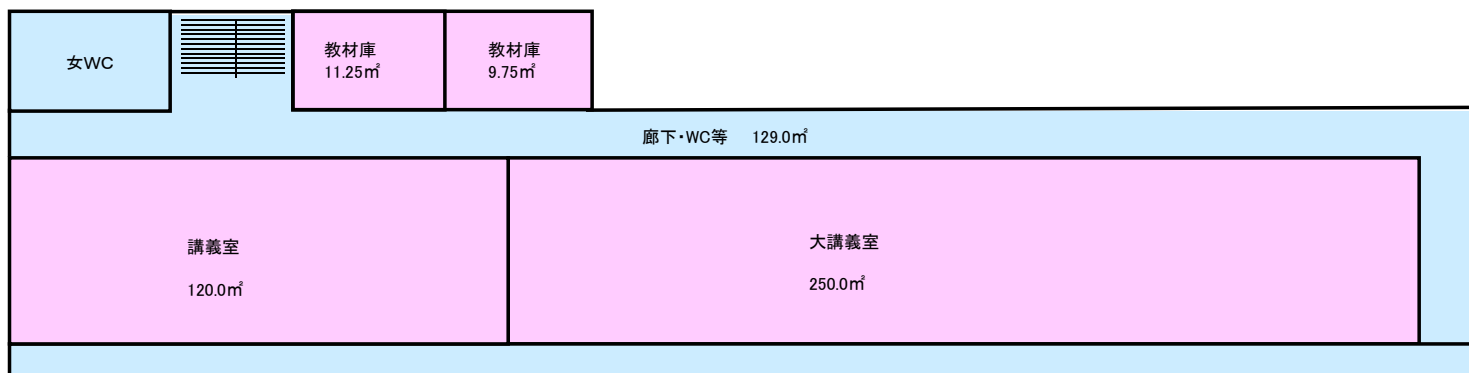
8号館 2階 511.060㎡



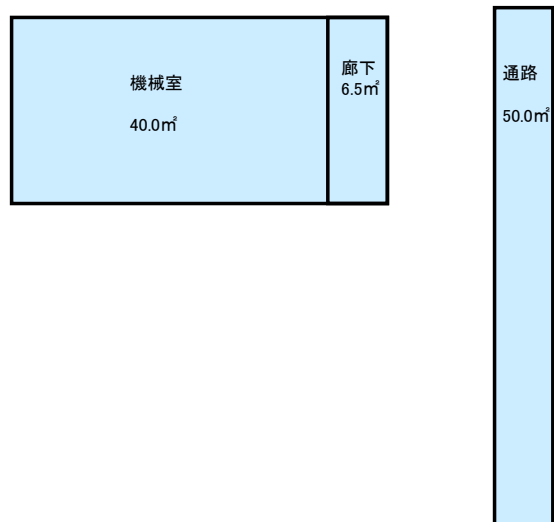
大学院・大学・短期大学部共用

大学・短期大学部と共用

8号館 3階 520.000㎡



8号館 4階 96.500㎡

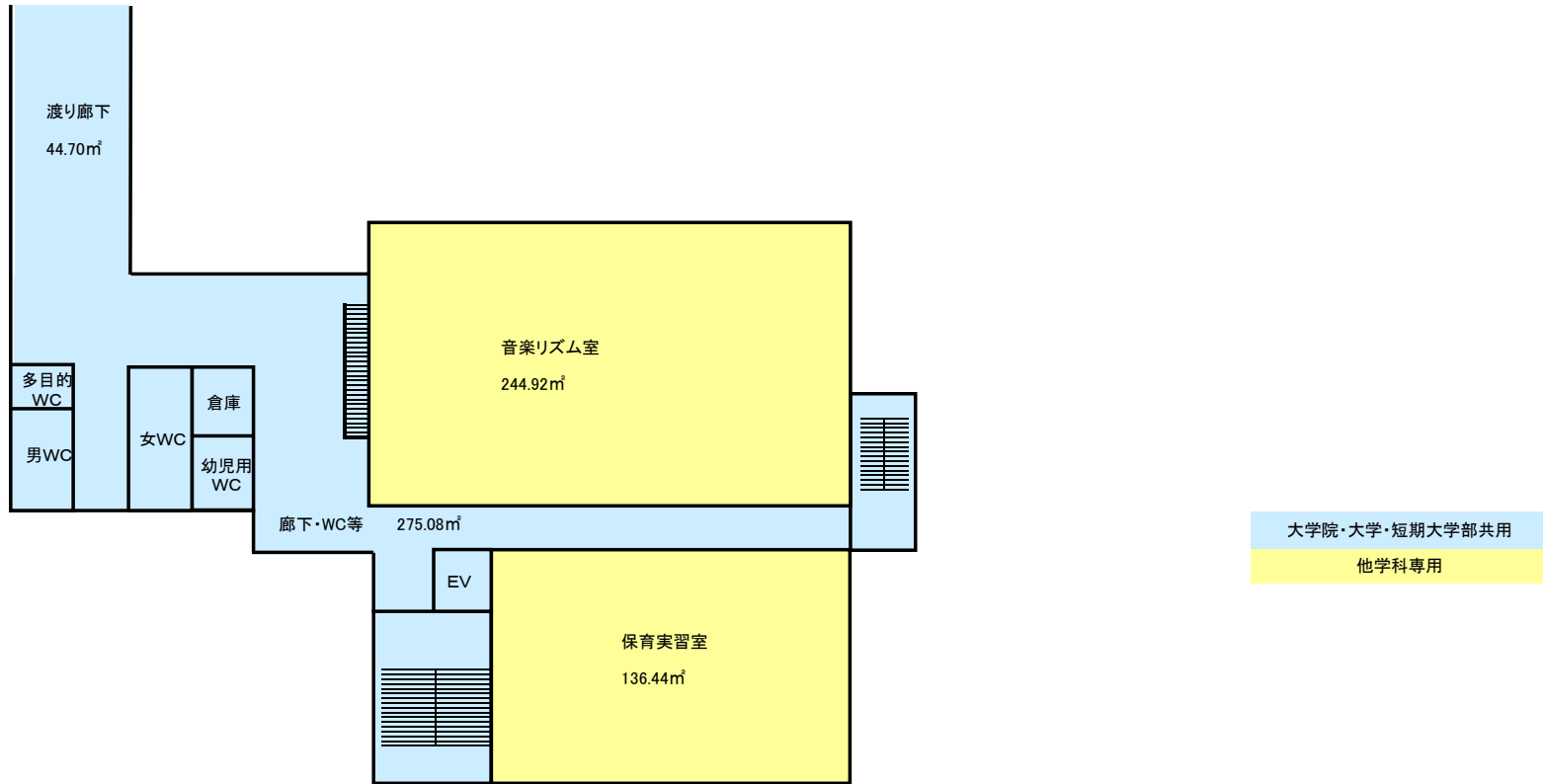


大学院・大学・短期大学部共用

大学・短期大学部と共用

10号館 1階 656.440㎡

渡り廊下 1階 44.700㎡



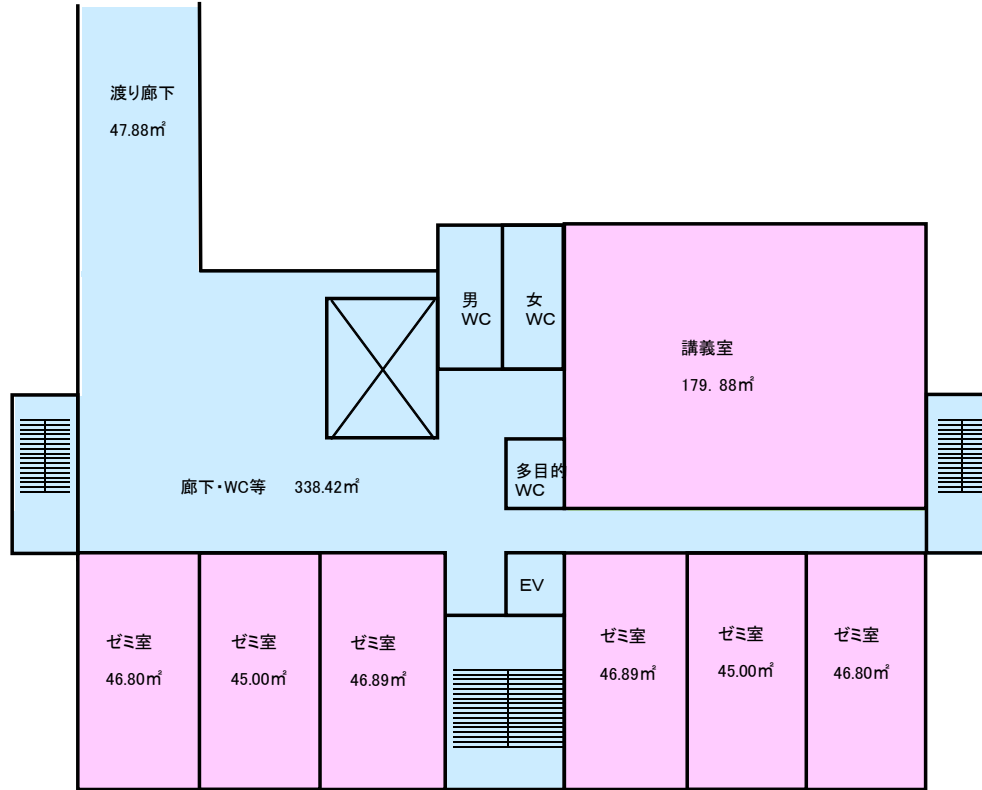
10号館 2階 806.060㎡

渡り廊下 2階 47.880㎡



10号館 3階 795.680㎡

渡り廊下 3階 47.880㎡

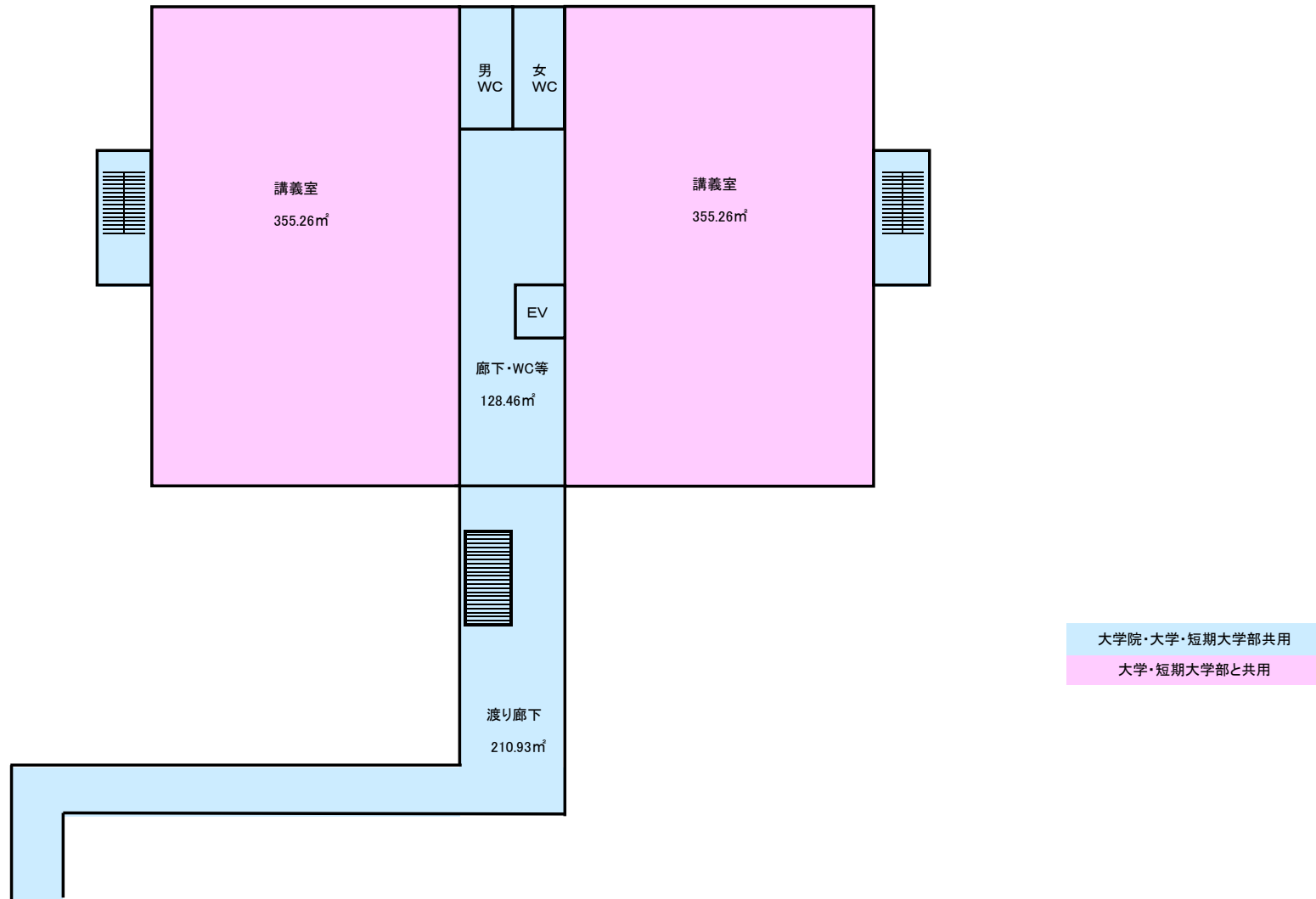


大学院・大学・短期大学部共用

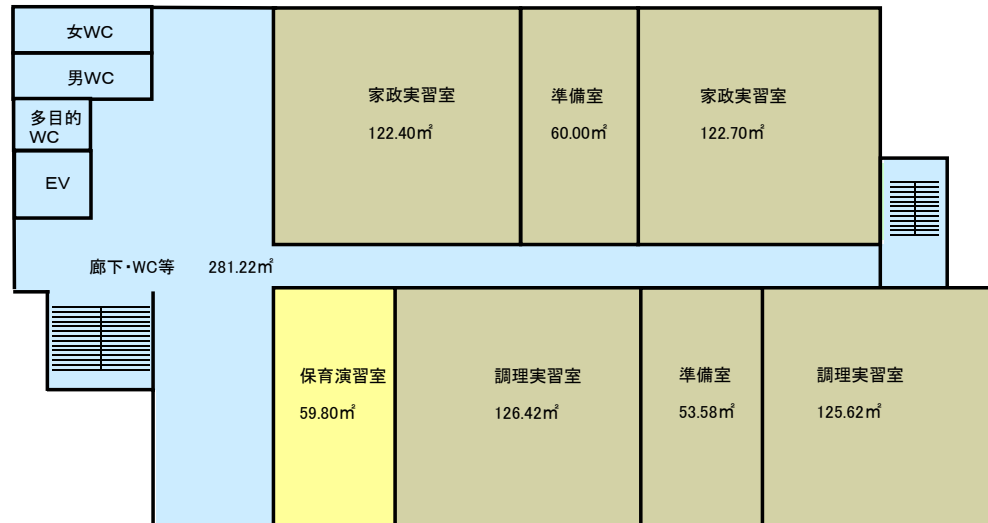
大学・短期大学部と共用

10号館 4階 838.980㎡

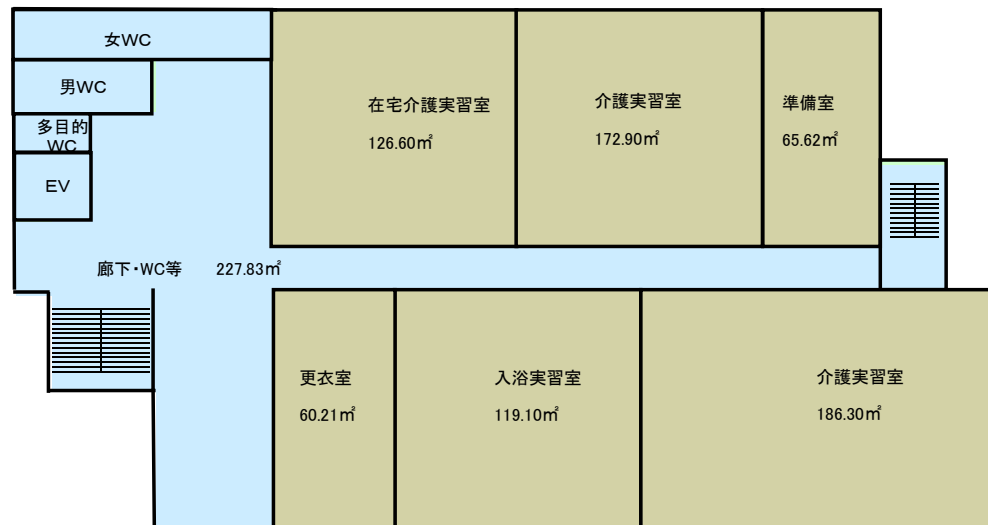
渡り廊下 4階 210.930㎡



11号館 1階 951.740㎡

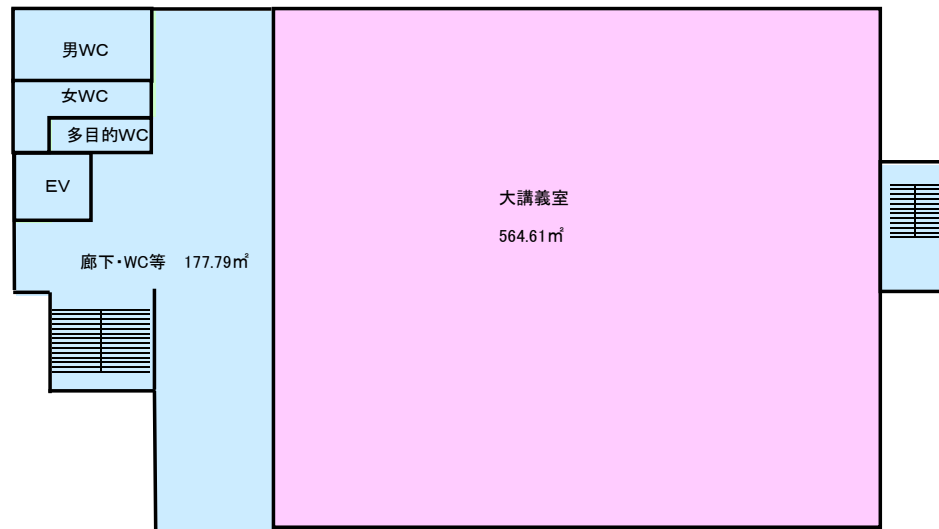


11号館 2階 958.560㎡



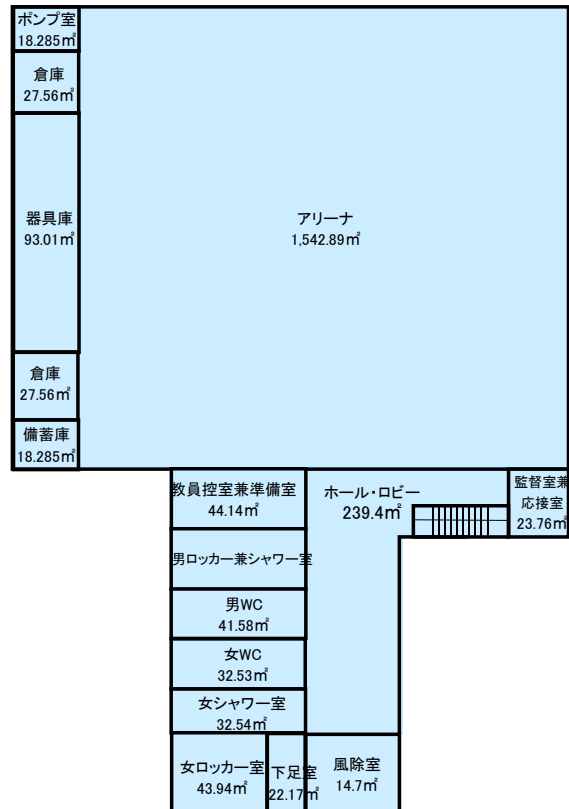
大学院・大学・短期大学部共用
社会福祉学科と他学部共用
他学科専用

11号館 3階 742.400m²

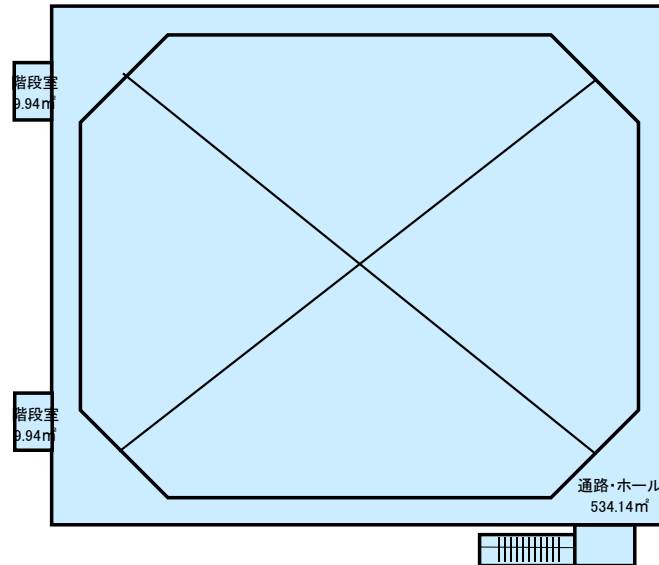


大学院・大学・短期大学部共用
大学・短期大学部と共用

体育館 1階 2,275.090m²

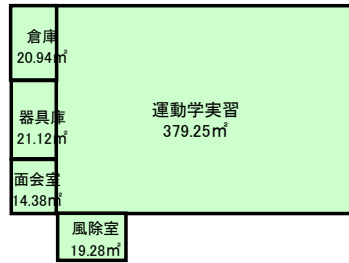


体育館 2階 554.020m²

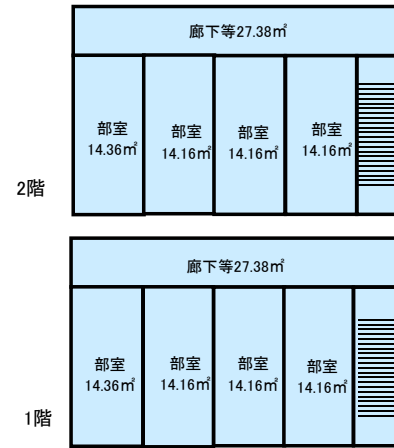


大学院・大学・短期大学部共用

運動学実習棟 454.970㎡



クラブハウス 168.440㎡

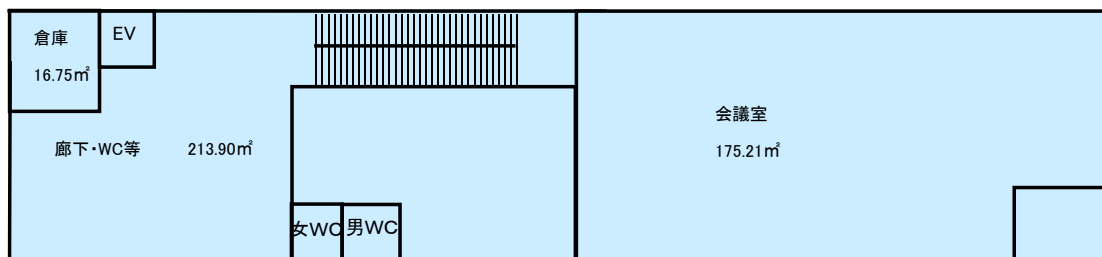


大学院・大学・短期大学部共用
大学専用

コミュニケーションホール 地階 154.900m²

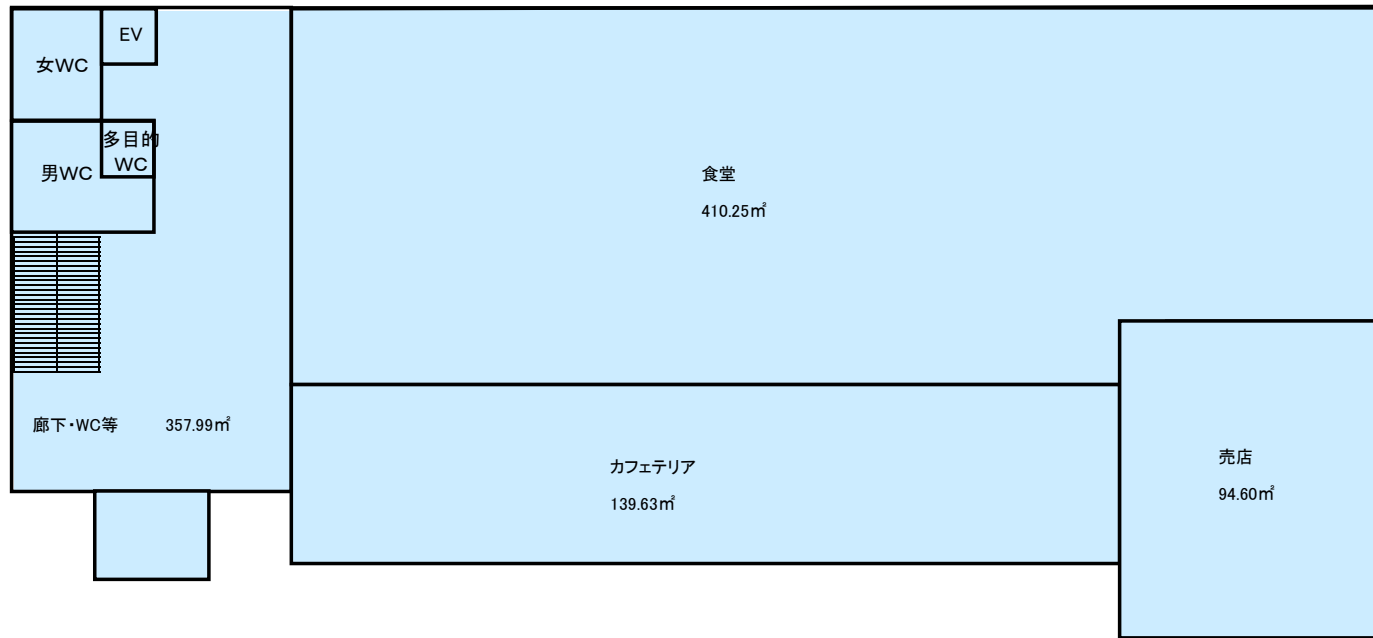


コミュニケーションホール 1階 405.860m²

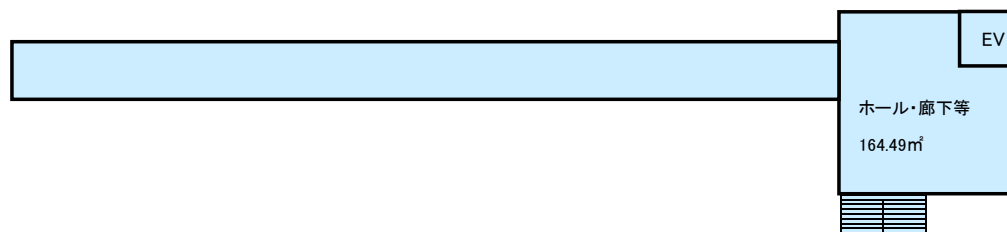


大学院・大学・短期大学部共用

コミュニケーションホール 2階 1,002.470㎡



コミュニケーションホール 3階 164.490㎡

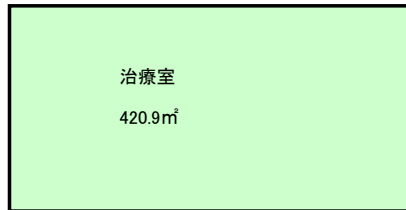


大学院・大学・短期大学部共用

5号館別館 1階 147.460㎡



5号館別館 2階 420.900㎡



器具庫 50.420㎡



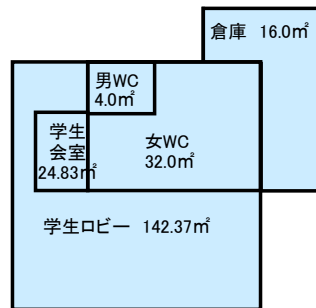
ガードマンボックス 3.230㎡



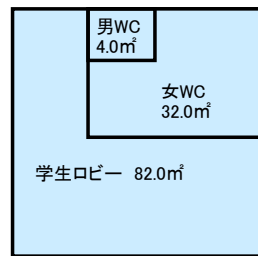
プロパン庫 2.160㎡



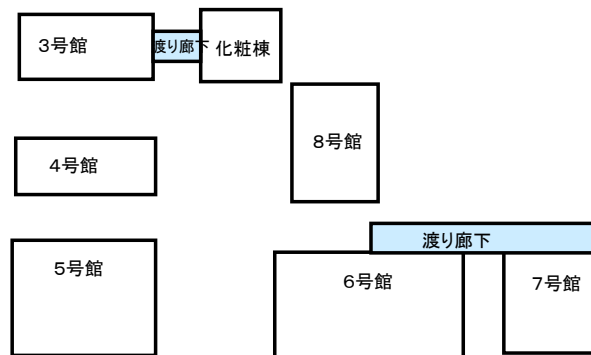
化粧棟1階 219.200㎡



化粧棟2階 118.000㎡



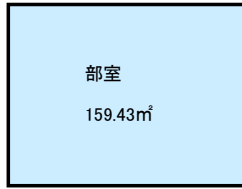
渡り廊下 104.910㎡



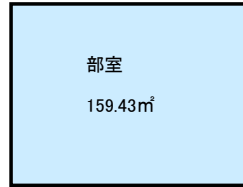
大学院・大学・短期大学部共用

大学専用

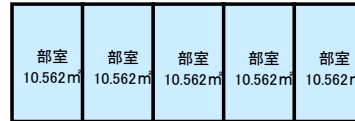
9号館1階 159.430㎡
(クラブハウス)



9号館2階 159.430㎡
(クラブハウス)



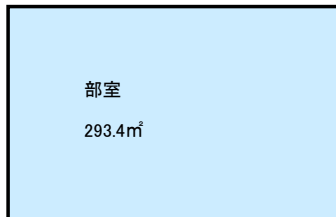
体育部室 52.810㎡



屋内練習場、休憩室、WC、本部席 844.460㎡



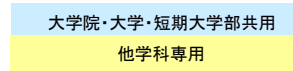
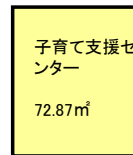
吹奏楽部室 293.400㎡



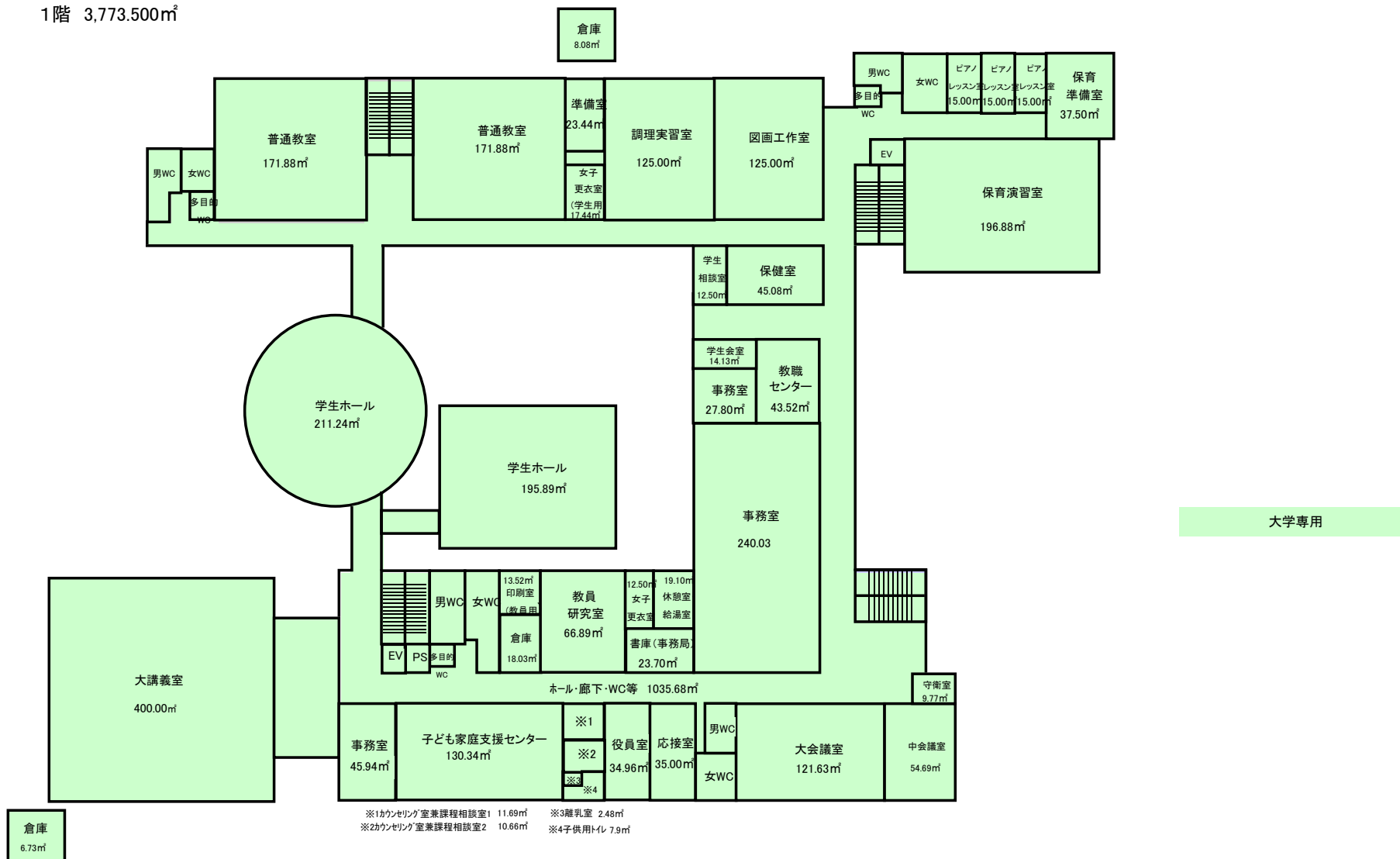
弓道場 80.000㎡



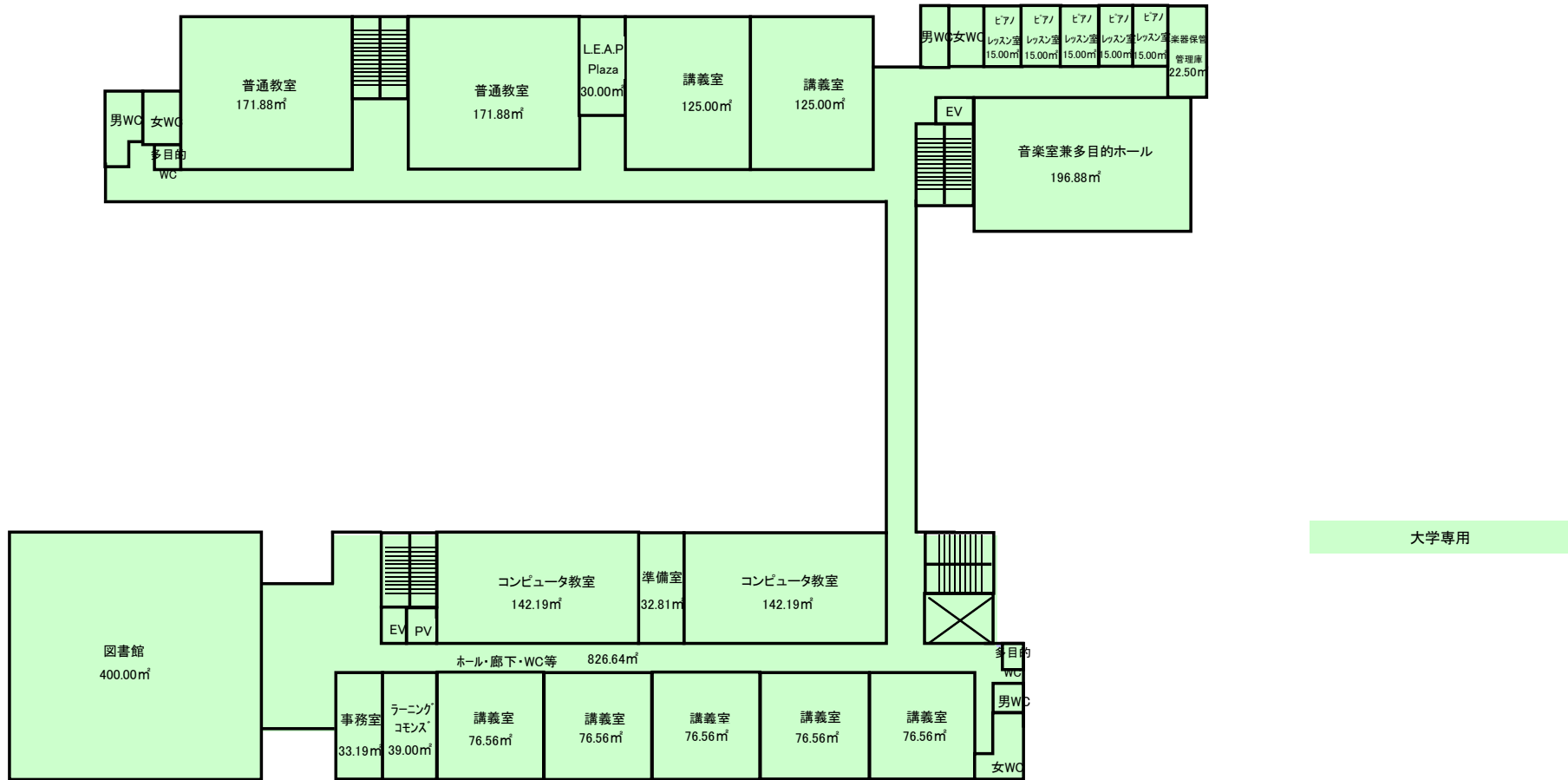
子育て支援センター 72.870㎡



1階 3,773.500㎡

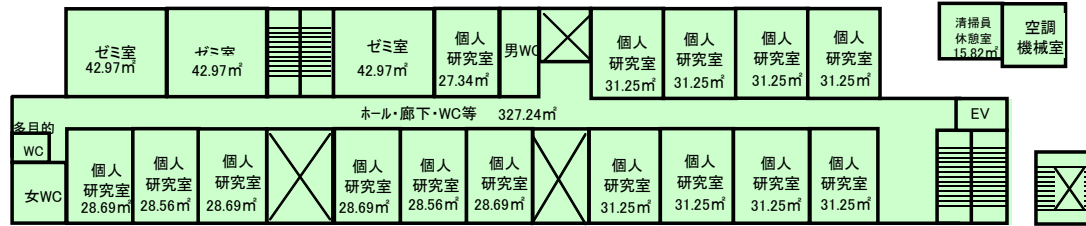


2階 2,916.960㎡

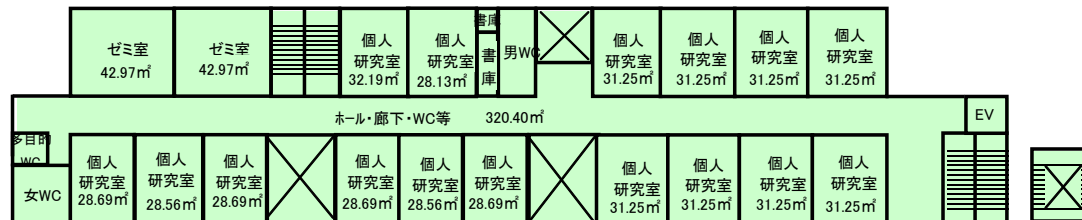


3階 921.190㎡

3階 921.190m²



4階 888.540m²



大学専用

中部学院大学短期大学部学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実際に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行なうことを目的とする。

(名称及び所在地)

第1条の2 本学は、中部学院大学短期大学部と称する。

2 本学の所在地は、岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地(関キャンパス)とする。

(自己評価等)

第1条の3 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 前項の点検及び評価に関する規程は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的研修等)

第1条の4 本学は、授業及び研究指導の内容並びに方法の改善を図るため組織的な研修及び研究の実施に努めるものとする。

2 前項に関する規程は、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科)

第2条 本学に、次の学科を置く。各学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 幼児教育学科

乳幼児教育及び保育に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得した保育者を養成することを目的とする。

(2) 社会福祉学科

生活の質の向上に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得し、福祉の向上と社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。

(学生定員)

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
幼児教育学科	80名	160名
社会福祉学科	100名	200名

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限は4年をこえることはできない。

2 第26条により入学した者の在学年数は、在学すべき年数の2倍に相当する年数をこえて在学することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず在学年限をこえて在学を希望する者がある場合は、教授会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

第3章 学年、学期、授業日数及び休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を分けて、次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、授業日数の確保のため学長が必要と認めたときは、前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

(授業日数)

第6条の2 1年間の授業日数は、定期試験等の日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 本学の休業日は、次の各号のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に規定する休日

(3) 開学記念日 5月14日

(4) 春季休業日 3月20日から4月10日まで

(5) 夏季休業日 7月15日から9月7日まで

(6) 冬季休業日 12月21日から翌年1月7日まで

2 学長が必要と認めたときは、臨時に休業日を設け、又は休業日を変更することができる。

3 学長が必要と認めたときは、休業日に授業を行なうことができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第8条 本学の学科の教育課程は、各授業科目を必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

2 授業科目は、基礎科目及び専門科目に分ける。

(授業科目及び単位)

第9条 本学における授業科目及びその単位は別表第1のとおりとする。

2 特別の必要がある場合は、臨時に授業科目を増設することができる。

(資格に関する授業科目及び単位数)

第10条 学科にかかる次表の資格等に関する授業科目及び単位数は、別表第1に規定する授業科目及び単位数のうち、第12条第1項、第2項又は第4項に規定する授業科目及び単位数による。

学科・コース	資格
幼児教育学科	幼稚園教諭2種免許状 保育士資格
社会福祉学科	介護福祉士受験資格

第10条の2 学科にかかる次表の資格等に関する授業科目及び単位数は、別表第1に規定する授業科目及び単位数並びに別表第2から第3までに規定する授

業科目及び単位数のうち第12条第3項、第12条の2第1項、第2項、第3項、第4項、第5項又は第6項に規定する授業科目及び単位数による。

学科・コース	資格
幼児教育学科	児童厚生2級指導員 社会福祉主事任用資格 レクリエーションインストラクター 認定ベビーシッター 中部学院大学短期大学部認定あそび実技指導士 中部学院大学短期大学部認定発達支援士（インクルーシブサポーター） 中部学院大学短期大学部認定キッズフードマイスター
社会福祉学科	レクリエーションインストラクター 歯科助手 中部学院大学短期大学部リフレクソジスト

（卒業に必要な科目及び単位）

第11条 本学を卒業するためには、別表第4に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（資格の取得）

第12条 幼児教育学科において、教育職員免許状の授与資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の授業科目及び単位を修得しなければならない。この場合に取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次表のとおりである。

免許状の種類	幼稚園教諭2種免許状

2 幼児教育学科において、保育士の資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、児童福祉法及び同法施行規則に定める授業科目並びに単位を取得しなければならない。

3 幼児教育学科及び社会福祉学科において、社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉事業法に定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

4 社会福祉学科において、介護福祉士受験資格を取得しようとする者は、前条に定めるもののほか、社会福祉士及び介護福祉士法及び同法施行規則に定める授業科目並びに単位を取得しなければならない。

第12条の2 幼児教育学科において、児童厚生2級指導員の資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、一般財団法人児童健全育成推進財団が定める授業科目及び単位を取得しなければならない。

2 幼児教育学科及び社会福祉学科において、レクリエーションインストラクターの資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、別表第3の授業科目及び単位を修得しなければならない。

3 幼児教育学科において、認定ベビーシッターの資格を取得しようとする者は、第12条第2項に定めるもののほか、社団法人全国ベビーシッター協会が定め

る授業科目及び単位を修得しなければならない。

- 4 幼児教育学科において、中部学院大学短期大学部認定あそび実技指導士、認定発達支援士（インクルーシブサポーター）及び認定キッズフードマイスターの資格を取得しようとする者は、学科が定める授業科目及び単位を修得し、資格審査に合格しなければならない。
- 5 社会福祉学科において、歯科助手の資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、公益社団法人日本歯科医師会が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 社会福祉学科において、中部学院大学短期大学部リフレクソロジストの資格を取得しようとする者は、第11条に定めるもののほか、中部学院大学短期大学部リラクセーション・ケアマッサージ研究会が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第13条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位を計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位を定めることができる。

（履修登録）

第14条 学生は、履修しようとする授業科目を毎学年初めの所定の期日までに登録しなければならない。

- 2 在籍する学科以外の学科の授業科目を履修しようとする場合は、所定の期日までにその履修しようとする授業科目を登録しなければならない。
- 3 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業要件として学生が履修すべき単位数について、学生が1年間に履修科目として登録できる単位数の上限を定めるものとする。

（履修方法）

第14条の2 授業科目の履修方法は、別に定める。

第5章 試験、単位の認定及び卒業認定

（単位の授与）

第15条 各授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

（試験）

第15条の2 所定の授業科目を履修した者は、学年末又は毎学期末に、その科目について行う定期試験を受けなければならない。

- 2 前項の定期試験のほかに、臨時試験を行うことがある。
- 3 試験は、筆記、論文、口述、実技などによるものとし、その方法は、各授業科目の担当者がこれを定める。
- 4 試験の評価は、S、A、B、C及びDとし、S、A、B及びCを合格とする。

5 病気その他やむを得ない事由により、試験に欠席したと学長が認めた者は、
願いにより追試験を行うことがある。

(試験を受けることができない者等)

第15条の3 授業科目において欠課時間数が授業時間の3分の1を超えた者は、
当該科目の試験を受けることができない。

2 社会福祉学科が行う介護実習で、欠課時間数が介護実習に定める授業時間の
5分の1を超えた者は、当該科目の履修の認定をしない。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第15条の4 教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学において
履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学に
おける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第15条の5 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の
専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における
授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることのできる単位数は、前条第1項及び第2項により本学
において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第16条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大
学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本
学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に
規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることが
できる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転
学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第15
条の4第1項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて3
0単位を超えないものとする。この場合において第15条の4第2項により本
学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えな
いものとする。

(卒業)

第17条 本学に2年以上在学し、第11条に定める所定の単位を修得した者に対し、
教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

(学位)

第18条 本学を卒業した者には、別に定める学位規則に基づき短期大学士の学位
を授与する。

第6章 入学、休学、退学、編入学等

(入学の時期)

第19条 入学の時期は、毎年4月とする。

(入学資格)

第20条 本学に入学を志願することのできる者は、次の各号の一に該当するもの
でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認められた者

（入学の出願）

第21条 本学に入学を志願する者は、所定の手続きを行わなければならない。

2 入学に関する手続きは、別にこれを定める。

（入学志願者の選考）

第22条 入学志願者の選考は、試験その他の方法により行う。

2 入学者の選考の期日及び方法は、その都度定める。

（入学許可及び入学手続き）

第23条 前条の選考の結果、入学を許可された者は、所定の期日までに、保証人

1名の誓約書及び住民票（外国人にあっては、在留カード）を提出するとともに、入学金その他の学納金を納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前項に定められた誓約書及び住民票に代えて、学長が必要と認める書類を提出させることができる。

（保証人）

第23条の2 保証人は、入学生に係わる一切の責任を負うことのできる独立の生計を営む父母又はその他の成年者とする。

2 保証人が死亡その他の理由により、その責を負うことができないときは、新たに保証人を定めなおして保証書を提出しなければならない。

（改姓等の届出）

第23条の3 本人又は保証人の身分若しくは住所に変更があったとき、及び保証人がその資格を失ったときは、直ちに届け出なければならない。

（休学、退学及び復学）

第24条 病気その他やむを得ない事由により休学又は退学しようとする者は、保証人連署の上願い出て教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。ただし、病気の場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合には、休学期間の延長を認めることがある。

3 休学の期間は、通算して2年をこえることができない。

4 休学期間は第4条に定める修業年限並びに在学年限に通算しない。

5 休学期間満了のとき、又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

6 疾病その他の事由によって修学が不相当と認められる者については、学長が休学を命ずることができる。

（除籍）

第24条の2 次の各号の一に該当する者は、除籍することができる。

- (1) 授業料その他の納付金の納付の義務を怠り、督促してもなお納付しない者

- (2) 第4条第1項又は第2項で定める在学年数をこえた者
 - (3) 第24条第2項に定める休学期間をこえてなお復学できない者
 - (4) 行方不明の者
- (再入学)

第25条 願いにより退学した者が、再入学を願い出た場合は、学長は教授会の議を経てこれを許可することがある。

(編入学及び転入学)

第26条 本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 専修学校のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを終了した者(学校教育法に規定する大学入学資格を有する者に限る。)で、本学への入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ、相当年次に入学を許可する。

3 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

(転科)

第26条の2 転学科を願い出た場合は、教授会の議を経て、学長が許可することがある。ただし、転科した者が、再び転科することは認めない。

第7章 入学検定料及び授業料その他の学納金

(学納金等)

第27条 入学検定料及び授業料その他の学納金は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項の学納金のほか、資格取得のための履修費及び実験実習費等を別に徴収することがある。

(入学金の納入)

第28条 入学を許可された者は第23条第1項による手続きと同時に入学金を納入するものとする。

(授業料その他の学納金の納入方法)

第29条 授業料その他の学納金は前期と後期の2期に分け、4月及び10月に納入するものとする。

2 授業料その他の学納金を正当な理由なく所定の期日までに納入しない者には登校停止を命じ、引続き滞納するときは除籍することがある。

(休学の場合の学納金)

第30条 休学を許可され、又は命ぜられた者の休学期間中は、別表第6に定める在籍料を納入しなければならない。

(再入学の場合の学納金)

第30条の2 第25条により再入学を許可された者の学納金は、再入学した学年次のものを適用する。

(納付した学納金等)

第31条 一旦納めた入学検定料及び授業料その他の学納金は、いかなる理由があっても返還しない。

(学納金等納入に関する取扱い)

第32条 この学則に定めるもののほか、入学検定料及び授業料その他の学納金の納入に関する取扱いについては、別にこれを定める。

(奨学生)

第33条 学業優秀な者、その他特別の理由がある者に対して、奨学生として認めることができる。

2 奨学生に関する規程は別に定める。

第8章 職員組織

(職員)

第34条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に、別に定めるところにより名誉教授を設けることができる。

(評議会)

第34条の2 本学の運営に関する重要事項を審議するため、評議会を置く。

2 評議会に関する規程は、別に定める。

(学長・副学長会議)

第34条の3 大学評議会に関する審議事項の事前調整及び基本方針の決定を行うため学長・副学長会議を置く。

2 学長・副学長会議の運営に関する規程は、別に定める。

(教授会)

第35条 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、学長及び専任の教授をもって構成する。

3 学長は必要に応じ、教授会に准教授、講師、助教又はその他の職員を出席させることができる。

4 教授会は、学長が招集し、その議長となる。学長に事故があるとき、又は学長が欠けたときは、あらかじめ学長が指名した者がその職務を代行する。

(審議事項)

第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの

2 教授会の運営に関する規程は、別に定める。

(委員会)

第36条の2 本学に常設の委員会及び臨時の委員会を置くことができる。

(学科長会議)

第36条の3 本学に学科長会議を置く。

2 学科長会議に関する規程は、別に定める。

(学科会議)

第36条の4 本学の設置する学科に学科会議を置く。

2 学科会議に関する規程は、別に定める。

第9章 長期履修学生

(長期履修学生)

第36条の5 第4条第1項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり授業科

目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関する必要な事項は、別に定める。

第10章 削除

第37条から第46条まで 削除

第11章 聴講生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生
(聴講生及び科目等履修生)

第47条 特定の授業科目について聴講又は科目等履修を願い出た者に対しては、選考の上教育に支障のない範囲内で聴講生又は科目等履修生としてこれを許可する。

2 科目等履修生に対する単位の授与については、第15条の規定を準用する。

3 聴講生及び科目等履修生に関する取扱いは、別に定める。

(研究生)

第48条 研究を希望する者に対しては、研究生としてこれを許可する。

2 研究生に関する取扱いは、別に定める。

(聴講生、科目等履修生及び研究生の学納金等)

第48条の2 聴講生、科目等履修生及び研究生の出願料及び科目等履修料その他の学納金は、別表第7に定めるとおりとする。

(委託生)

第49条 公共団体又はその他の機関により本学の特定の授業科目について修学を委託する者があるときは、選考のうえ、委託生としてこれを許可することができる。

2 委託生が在学のために必要な学納金等は、科目等履修生に準じ、その負担の責は委託機関において負うものとする。

(外国人留学生)

第50条 第20条のいずれかの入学資格を有する外国人で、本邦所在の外国公館の証明のある者は、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生の入学検定料及び授業料その他の学納金は、正規の課程に準ずるものとする。

(聴講生等に関する別の定め)

第51条 この章に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、研究生、委託生及び外国人留学生(以下「聴講生等」という。)に関する規程は、別に定める。

第12章 図書館及び附置教育研究施設等

(図書館)

第52条 本学に、附属図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

(附置教育研究施設)

第53条 本学に、附置教育研究施設及びその他の附属施設を置くことができる。

2 附置教育研究施設及びその他附属施設に関する規程は、別に定める。

第13章 公開講座

(公開講座)

第54条 本学は、教員、介護福祉士、保育士等の再教育、成人教育及び一般公衆

の文化向上のために公開講座を設けることができる。

第14章 保健施設

第55条 削 除

(保健施設)

第56条 本学内に、学生並びに教職員の健康保持とその増進のために保健施設を設け、又毎年定期検診を行なう。

第15章 賞 罰

(表 彰)

第57条 品行学業ともに優秀で他の模範生となる学生に対しては、表彰を行なうことがある。

(懲 戒)

第58条 学則又は、規則に違反し、その他学生の本分に背く行為のあった者は、その情状、軽重によってこれを懲戒する。

2 懲戒は、訓戒、謹慎、停学及び退学とする。

第59条 前条に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 学業成績が劣等で成業の見込みがないと認められた者
- (2) 本学の方針に違反し、学生の本分にもとる行為がある者と認められた者
- (3) 出席常ならぬ者、又は正当な理由なく1ヶ月以上欠席した者

附 則

第60条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し、さらに必要な事項は別にこれを定める。

第61条 この学則は昭和42年4月1日から施行する。

2 この学則は昭和43年4月1日から実施する。ただし、第27条、第28条、第29条の規定は現に本学に在学する者については、従前の例による。

3 第9条の5・6および第11条の6については、昭和45年4月1日から実施する。

4 第2条、第3条、第4条、第9条、第11条、第15条、第18条、第28条、第29条、第37条、第38条、および第39条を改正し、昭和47年4月1日から実施する。

5 第2条、第3条、第9条、第11条、第28条および第29条を改正し、昭和48年4月1日から実施する。

6 第9条第1項第2号および第4条、第11条第1項第1号及至第4号、第27条、第28条、第29条および第37条を改正し、昭和54年4月1日から実施する。

7 第3条、第27条、第28条および第29条を改正し、昭和55年4月1日から実施する。

8 第9条第1項第1号および第4号、第11条第1項、第28条および第29条を改正し、昭和57年4月1日から実施する。

9 第2条、第3条、第9条、第11条、第28条および第29条を改正し、昭和58年4月1日から実施する。

- 10 第2条、第3条、第4条、第9条、第11条、第18条、第27条、第28条、第29条、第37条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条を改正し、またあらたに第23条第5項、第34条の2を設ける。昭和59年4月1日より実施する。
- 11 第9条、第11条第1項第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第8号、第28条、第29条を改正し、またあらたに第11条、第6項、第7項、第14条、第2項を設ける。昭和60年4月1日より実施する。
- 12 第33条、第41条を改正し、またあらたに第33条第2項、第38条、同条第2項を設ける昭和61年4月1日より実施する。
- 13 第3条、第9条、第11条、第28条を改正し、昭和63年4月1日から実施する。ただし、昭和63年度においては商学科、初等教育学科の総定員は、第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。
- | | | |
|--------|--------|------|
| 昭和63年度 | 商学科 | 140名 |
| | 初等教育学科 | 80名 |
- 14 第51条を第61条とし、第37条から第50条までを10条ずつ繰り下げる。第13章を第14章とし、第9章から第12章までを1章ずつ繰り下げる。第8章の次に「第9章専攻科」を加え、第37条から第46条を加える。平成元年4月1日より実施する。
- 15 第29条第1項を改正し、平成元年4月1日から実施する。
- 16 第9条、第11条第7項、および第41条を改正し、平成2年4月1日から実施する。
- 17 この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 18 第3条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

年度 学科・専攻	平成3年度		平成4年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
商学科	150人	240人	150人	300人	90人	240人

- 19 この改正学則は、平成2年10月1日から施行し、この改正規定施行日以後に入学する学生に係る入学検定料、入学金及び授業料から適用する。
- 20 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 21 次の学科の学生定員は、第3条(第61条附則第18項を含む)の規定にかかわらず平成12年度までの間は、次によるものとする。

年度 学科・専攻	平成4年度		平成5年度～ 平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英文学科	80人	120人	80人	160人	40人	120人
商学科	180人	330人	180人	360人	90人	270人

- 22 この学則は平成4年4月1日より施行し、平成4年度の学生から適用する。
- 23 この学則は平成5年4月1日より施行し、平成6年度入学に係る受験生から適用する。
- 24 この学則は平成6年4月1日より施行する。ただし、平成6年度においては社会福祉学科の収容定員は第3条の規定にかかわらず100名とする。
- 25 この学則は、平成5年10月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。
- 26 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度入学者から適用する。
- 27 この学則は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度入学者から適用する。

- 28 この学則は、平成7年4月1日から施行する。
- 29 この学則は、平成8年4月1日から施行し、平成8年度入学者から適用する。
〔平成9年度〕

- 1 この学則は平成9年4月1日から施行する。ただし、改正後の第28条及び第45条の規定は、平成9年度入学者から適用する。
- 2 次の学科の収容定員は、第3条、第61条第18項及び第61条第21項の規定にかかわらず平成9年度においては、つぎによるものとする。
平成9年度 商学科 270名
- 3 従前の英文学科及び初等教育学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

年度 学科・専攻	平成9年度		平成10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英文学科	0人	40人	—	—
初等教育学科	0人	30人	—	—

- 4 平成9年3月31日に英文学科及び初等教育学科に在学している者に係る免許資格及び授業料は、なお従前の例による。
- 5 次の学科の学生定員は、第61条第21項の規定にかかわらず、平成9年4月1日以降は、次によるものとする。

年度 学科・専攻	平成9年度		平成10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
英文学科	募集停止			
初等教育学科	90人	270人	90人	180人

〔平成10年度〕

この学則は、平成10年4月1日から施行し、平成10年度入学者から適用する。

附 則 〔最終改正 1998年3月19日 理事会議決〕

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 〔1998年12月14日 理事会議決〕

この学則は、1999年4月1日から施行し、1999年度入学者から適用する。

附 則 〔1999年3月19日 理事会議決〕

この学則は、1999年4月1日から施行し、学納金の改定は、1999年度入学者から適用する。

附 則 〔1999年9月30日 理事会議決〕

この学則は、2000年4月1日から施行する。

附 則 〔1999年12月15日 理事会議決〕

この学則は、2000年4月1日から施行する。ただし、別表第9及び別表第11の改正規定は、2000年度入学者から適用する。

附 則 〔2000年3月15日 理事会議決〕

- 1 この学則は、2000年4月1日から施行する。
- 2 中部学院大学短期大学部単位互換実施規程（1997年9月26日施行）の一部を次のように改正する。
第1条中「第15条の2」を「第15条の4」に改める。
- 3 中部学院大学短期大学部既修得単位認定規程（1998年4月1日施行）の一部を

次のように改正する。

第1条中「第15条の4」を「第16条」に改める。

附 則 [2000年9月26日理事会議決]

1 この学則は、2001年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず、経営学科にかかる2001年度の収容定員は、160名とする。

附 則 [2001年3月19日理事会議決]

この学則は、2001年4月1日より施行する。

附 則 [2001年11月5日院内理事会議決]

この学則は、2002年4月1日より施行する。

附 則 [2002年1月22日理事会議決]

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 [2002年3月18日理事会議決]

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 [2002年5月24日理事会議決]

この学則は、2002年5月24日から施行する。

附 則 [2003年1月21日理事会議決]

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 [2003年3月18日理事会議決]

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 [2003年9月24日理事会議決]

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 [2004年1月20日理事会議決]

この学則は、2004年4月1日から施行する。

附 則 [2004年3月17日理事会議決]

この学則は、2004年4月1日より施行し、2004年度入学生より適用する。

附 則 [2004年9月22日理事会議決]

この学則は、2004年9月22日から施行する。

附 則 [2004年12月20日理事会議決]

1 この学則は、2005年4月1日から施行し、2005年度入学生から適用する。

2 この学則による改正後の学則第7章の章名、第27条、第31条、第32条、第45条、第48条の2、第49条、第50条、別表第6、別表第8及び別表第9の規定は2004年12月20日から施行する。

附 則 [2005年3月17日理事会議決]

この学則は、2005年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、2004年度入学者から適用する。

附 則 [2005年5月25日理事会議決]

この学則は、2006年4月1日より施行し、2006年度入学者から適用する。ただし、別表1は2004年度入学者から適用する。

附 則 [2005年9月21日理事会議決]

この学則は、2005年10月1日より施行する。

附 則 [2005年12月14日理事会議決]

この学則は、2005年12月14日より施行する。

附 則 [2006年3月15日理事会議決]

この学則は、2006年4月1日より施行する。

附 則 [2006年9月26日理事会議決]

この学則は、2007年4月1日より施行する。

附 則 [2007年3月19日理事会議決]

この学則は、2007年4月1日より施行する。ただし、第10条の2ケアクラーク技能認定試験受験資格及び別表第1(2)専門科目のうち、経営情報学科の「社会人の基礎学力」、幼児教育学科の「家族援助演習」、社会福祉学科の「認知症ケア実践」の授業科目は、2006年度入学生から適用する。

附 則 [2007年5月28日理事会議決]

- 1 この学則は、2008年4月1日から施行する。
- 2 従前の経営情報学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2008年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 2008年3月31日に経営情報学科に在学している者に係る授業科目、卒業に必要な単位及び資格の取扱いについては、なお従前の例による。
- 4 この学則による改正後の学則第12条の2第4項の規程は、2007年4月1日から施行する。

附 則 [2008年3月19日理事会議決]

- 1 この学則は、2008年4月1日より施行する。
- 2 従前の経営情報学科は、2008年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、経営情報学科の教育研究上の目的については、改正後の第2条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

経営情報学科

経営・経済・会計・情報の基礎理論、実際について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得した地域社会に貢献する人材を養成することを目的とする。

附 則 [2008年5月26日理事会議決]

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず、社会福祉学科にかかる2009年度の収容定員は180名とする。

附 則 [2008年9月24日理事会議決]

- 1 この学則は、2009年4月1日から施行する。ただし、第11条第1項別表第5に定める卒業に必要な最低修得単位数は、2008年度入学生から適用する。
- 2 改正後の学則第9条第1項別表1(2)社会福祉学科専門科目は、2009年度入学生から適用し、この学則の施行日前に現に在学する学生の授業科目の取り扱いについては、なお従前の例による。ただし、「介護実習・施設Ⅰ」「介護実習・施設Ⅱ」「介護実習・施設Ⅲ」「在宅介護実習」「実習指導Ⅰ」「実習指導Ⅱ」「実習指導Ⅲ」及び「実習指導Ⅳ」の必修の授業科目を選択の授業科目とし、2008年度入学生に適用する。

附 則 [2008年12月16日理事会議決]

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 [2009年3月17日理事会議決]

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 [2009年9月29日理事会議決]

- 1 この学則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行日の前日に在学する学生の授業科目の取扱いについては、なお

従前の例による。

附 則 [2010年9月30日理事会議決]

この学則は、2011年4月1日から施行し、2011年度入学生から適用する。

附 則 [2010年12月15日理事会議決]

この学則は、2011年4月1日から施行し、改正後の別表第1(2)専門科目中、幼児教育学科「保育実践演習」に係る規定は、2011年度入学生から適用し、同「専門ゼミナール」に係る規定は、2010年度入学生から適用する。

附 則 [2011年3月22日理事会議決]

1 この学則は、2011年4月1日から施行し、改正後の学則別表第3の規定は、2011年度入学生から適用し、改正後の学則別表1(1)の規定は、2010年度入学生から適用する。

2 中部学院大学短期大学部長期履修学生規程(2003年4月1日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「第36条の3」を「第36条の5」に改める。

附 則 [2011年9月28日理事会議決]

この学則は、2012年4月1日から施行する。ただし、第36条の改正規定については、2011年9月28日から施行する。

附 則 [2012年3月12日理事会議決]

この学則は、2012年4月1日より施行する。

附 則 [2012年9月20日理事会議決]

この学則は、2013年4月1日から施行する。

附 則 [2013年3月11日理事会議決]

この学則は、2013年4月1日から施行し、2013年度入学生から適用する。

附 則 [2013年9月25日理事会議決]

この学則は、2014年4月1日から施行する。ただし、第34条の3を改正する規定は2013年9月25日から施行し、2013年4月1日から適用する。

附 則 [2013年12月18日理事会議決]

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則 [2014年9月24日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行し、2015年度入学生から適用する。

附 則 [2015年3月16日理事会議決]

この学則は、2015年4月1日から施行し、2015年度入学生から適用する。ただし、別表第1(2)及び別表第7に掲げる科目のうち、職業体験Ⅰ、職業体験Ⅱ及び職業体験Ⅲについては、2014年度入学生から適用する。

附 則 [2015年5月27日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則 [2015年12月15日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。ただし、改正後の第10条の2の表に掲げる中部学院大学短期大学部リフレクソジスト及び第12条の2第5項については、2014年度入学生から適用する。

附 則 [2016年3月8日理事会議決]

この学則は、2016年4月1日から施行し、2016年度入学生から適用する。

附 則 [2017年3月15日理事会議決]

この学則は、2017年4月1日から施行する。ただし、別表第1(4)の改正規定については、2016年度入学生から適用する。

附 則 [2017年9月27日理事会議決]

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2018年3月15日理事会議決]

この学則は、2018年4月1日から施行する。

附 則 [2018年9月27日理事会議決]

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則 [2019年3月12日理事会議決]

この学則は、2019年4月1日から施行し、2019年度入学生から適用する。なお、介護の日本語Ⅰ、介護の日本語Ⅱ、介護の日本語Ⅲ、介護の日本語Ⅳ、介護学習の基礎Ⅰ及び介護学習の基礎Ⅱの授業科目については、2018年度入学生から適用する。

附 則 [2019年9月30日理事会議決]

この学則は、2020年4月1日から施行する。ただし、第6条第2項の改正規定については、2019年9月30日から施行し、2019年4月1日から適用する。

附 則 [2020年3月17日理事会議決]

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 別表第1(2)専門科目「所作表現論」の授業科目の改正は、2018年度入学生から適用する。

附 則 [2020年12月15日理事会議決]

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2021年3月17日理事会議決]

この学則は、2021年4月1日から施行する。

附 則 [2021年12月15日理事会議決]

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則 [2022年3月17日理事会議決]

この学則は、2022年4月1日から施行する。

附 則 [2023年3月16日理事会議決]

この学則は、2023年4月1日から施行する。

別表第1(1)基礎科目

授 業 科 目		単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
人間とキリスト教	キリスト教概論 キリスト教文化 キリスト教と音楽	2	2 2	このうち幼児教育学科は11単位以上、社会福祉学科は13単位以上修得のこと。(同一外国語2単位含む)
社会と文化	文学と人間		2	
	哲学の基礎		2	
	歴史と人間		2	
	生活と文化		2	
	社会学		2	
	日本国憲法		2	
	ジェンダー論		2	
	現代社会と情報		2	
	ボランティア実践論		2	
	情報活用論		2	
	統計学		2	
	ボランティア活動論		2	
	倫理学の基礎		2	
	法学		2	
	経済学		2	
政治学		2		
多文化コミュニケーション		2		
仕事と人生		2		
美濃と飛騨のふくし		2		
ライフステージと法		2		
教養基礎		2		
自然の理解	岐阜の自然		2	
	心理学		2	
健康・スポーツ科学	スポーツ科学論		2	
	身体による表現活動(スポーツ実技)		1	
言語と文化	言語による表現活動Ⅰ-1 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅰ-2 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅰ-3 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅰ-4 (コミュニケーション英語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅱ-1 (コミュニケーション中国語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅱ-2 (コミュニケーション中国語)		1	(演習)

	言語による表現活動Ⅲ-1 (コミュニケーション韓国語)		1	(演習)
	言語による表現活動Ⅲ-2 (コミュニケーション韓国語)		1	(演習)
	海外研修(異文化交流)		2	(演習)
	海外短期留学Ⅰ		2	(演習)
	海外短期留学Ⅱ		4	(演習)
	介護の日本語Ⅰ		1	☆(演習)
	介護の日本語Ⅱ		1	☆(演習)
	介護の日本語Ⅲ		1	☆(演習)
	介護の日本語Ⅳ		1	☆(演習)
	介護学習の基礎Ⅰ		2	☆(演習)
	介護学習の基礎Ⅱ		2	☆(演習)
基礎演習	基礎ゼミナール		2	(演習)

注1 社会福祉学科は、「社会学」及び「心理学」を必修。

注2 ☆印は、外国人留学生の授業科目とする。

別表第1(2) 専門科目

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必 修	選 択	
幼児教育学科	保育原理	2		
	社会的養護 I		2	
	障害児保育		2	(演習)
	保育実習 I A (保育所)		2	(実習)
	保育実習 I B (施設)		2	(実習)
	保育実習 II (保育所)		2	(実習)
	保育実習 III (施設)		2	(実習)
	子どもの保健		2	
	子どもの食と栄養 A		1	(演習)
	子どもの食と栄養 B		1	(演習)
	音楽 A		1	(演習)
	音楽 B		1	(演習)
	社会福祉		2	
	子ども家庭支援論		2	
	子育て支援		1	(演習)
	子ども家庭福祉		2	
	キリスト教保育		1	(演習)
	職業体験 I		2	(実習)
	職業体験 II		2	(実習)
	職業体験 III		2	(実習)
	保育・教職実践演習 (幼稚園)		2	(演習)
	専門ゼミナール	2		(演習)
	教職概論		2	
	教育原理	2		
	教育社会学		2	
	保育の心理学		2	
	子ども家庭支援の心理学		2	
	教育心理学		2	
	特別支援教育論		1	
	保育・教育課程論		2	
	教育方法論		2	
	幼児理解の理論と方法		1	(演習)
	教育相談		2	
	保育内容総論	1		(演習)
	保育内容(健康)		1	(演習)
	保育内容(人間関係)		1	(演習)
	保育内容(環境)		1	(演習)
	保育内容(言葉)		1	(演習)
	保育内容(表現)		1	(演習)
	幼児と健康		1	(演習)
	幼児と人間関係		1	(演習)
	幼児と言葉		1	(演習)
	幼児と表現		1	(演習)
	乳児保育 I		1	(演習)
	乳児保育 II		1	(演習)
	子どもの健康と安全		1	(演習)
社会的養護 II		1	(演習)	
総合表現活動 A		2	(演習)	
総合表現活動 B		2	(演習)	
保育実習事前・事後指導 I A		1	(演習)	
保育実習事前・事後指導 I B		1	(演習)	
保育実習事前・事後指導 II		1	(演習)	
保育実習事前・事後指導 III		1	(演習)	
幼稚園教育実習事前・事後指導 I		1	(演習)	

	幼稚園教育実習事前・事後指導Ⅱ		1	(演習)
	幼稚園教育実習Ⅰ		2	(実習)
	幼稚園教育実習Ⅱ		2	(実習)
	保育基礎講座Ⅰ		1	(演習)
	保育基礎講座Ⅱ		1	(演習)
	保育基礎講座Ⅲ		1	(演習)
		1		
社会福祉学科	社会福祉の基礎		2	
	人間関係とコミュニケーション		2	
	社会保障論		2	
	地域総合演習	2		(演習)
	介護福祉論Ⅰ		2	
	介護福祉論Ⅱ		2	
	介護の基本A(生活文化と地域社会)		2	
	介護の基本B(予防と運動学)		2	
	介護の基本C(リスクマネジメント)		2	
	介護の基本D(健康管理)		2	
	介護コミュニケーション技術Ⅰ		1	(演習)
	介護コミュニケーション技術Ⅱ		1	(演習)
	生活支援技術(介護)Ⅰ		3	(演習)
	生活支援技術(介護)Ⅱ		2	(演習)
	生活支援技術(介護)Ⅲ		2	(演習)
	生活支援技術A(栄養・調理)		1	(演習)
	生活支援技術B(被服・住居)		1	(演習)
	生活支援技術C(レクリエーション)		1	(演習)
	介護過程Ⅰ		2	
	介護過程Ⅱ		2	(演習)
	介護過程Ⅲ		2	(演習)
	介護総合演習Ⅰ		1	(演習)
	介護総合演習Ⅱ		1	(演習)
	介護総合演習Ⅲ		1	(演習)
	介護総合演習Ⅳ		1	(演習)
	介護基礎実習			(実習)
	地域介護実習			(実習)
	介護過程実習		4	(実習)
	介護総合実習		4	(実習)
	発達と老化の理解A		2	
	発達と老化の理解B		2	
	認知症の理解A(医学)		2	
	認知症の理解B(生活支援と制度)		2	
	障害の理解A(身体障害)		2	
	障害の理解B(知的・精神障害)		2	
	こころとからだのしくみA		2	
	こころとからだのしくみB		2	
	こころとからだのしくみC		1	(演習)
	医療的ケアA		2	
	医療的ケアB		1	(演習)
	医療的ケアC		1	(演習)
	リラクゼーション・ケアⅠ		1	(演習)
	リラクゼーション・ケアⅡ		1	(演習)
	災害介護		1	(演習)
	高齢者と住まい		2	
	介護保険事務管理論		2	
	障がいがある子どもの生活支援		2	
	職業体験指導		1	(演習)
	職業体験Ⅰ		2	(実習)
	職業体験Ⅱ		2	(実習)
	職業体験Ⅲ		2	(実習)
	美の健康科学Ⅰ		2	

美の健康科学Ⅱ	2	
美の表現活動Ⅰ（音楽・ダンス）	1	（演習）
美の表現活動Ⅱ（音楽・ダンス）	1	（演習）
現代マネジメント研究	2	
医療と法	2	
言語コミュニケーションⅠ	2	
言語コミュニケーションⅡ	2	
非言語コミュニケーション	2	
仕事とマナーⅠ	2	
仕事とマナーⅡ	2	
ビジネス表現スキルⅠ	2	
ビジネス表現スキルⅡ	2	
SNS活用論Ⅰ	2	
SNS活用論Ⅱ	2	
映像プレゼンテーションⅠ	2	
映像プレゼンテーションⅡ	2	
ネイルケアⅠ	1	（演習）
ネイルケアⅡ	1	（演習）
ブライダルマネジメントⅠ	2	
ブライダルマネジメントⅡ	2	
所作表現論	2	
医療事務Ⅰ	2	
医療事務Ⅱ	2	
医療事務Ⅲ	2	
医療事務演習Ⅰ	1	（演習）
医療事務演習Ⅱ	1	（演習）
医療事務演習Ⅲ	1	（演習）
歯科医療事務Ⅰ	2	
歯科医療事務Ⅱ	2	
歯科医療事務演習Ⅰ	1	（演習）
歯科医療事務演習Ⅱ	1	（演習）
歯科助手実践の基礎	2	
歯科助手実習	1	（実習）
歯科助手実習指導	1	（演習）
人のからだところの基礎	2	
社会保障と医療保険の仕組み	2	
人を支えるコミュニケーション	2	
くらしを支えるコミュニケーション	2	
地域を支えるコミュニケーション	2	
美体験海外研修Ⅰ	1	（演習）
美体験海外研修Ⅱ	1	（演習）

☆印は、外国人留学生の授業科目とする。

(3) 国試対策等講座科目

授 業 科 目	単 位 数		備 考
	必修	選択	
介護福祉士国家試験対策講座		2	

別表第2 児童厚生2級指導員に関する科目

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
幼児教育学科	児童館の機能と運営 児童館の活動内容と指導法		2	
			2	

別表第2の2 認定ベビーシッターに関する科目

学 科	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
幼児教育学科	在宅保育論	2		

別表第3 レクリエーションインストラクターに関する科目

学科・資格区分	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		必修	選択	
幼児教育学科 社会福祉学科	レクリエーション論	2		

別表第4 卒業に必要な最低修得単位数

学 科	科 目 区 分	卒 業 要 件 単 位
幼児教育学科	基 礎 科 目	13 単 位 以 上
	専 門 科 目	53 単 位 以 上
合 計		66 単 位 以 上
社会福祉学科	基 礎 科 目	16 単 位 以 上
	専 門 科 目	50 単 位 以 上
合 計		66 単 位 以 上

別表第5 学納金等（幼児教育学科、社会福祉学科）

入学検定料	30,000円
入学金（入学時）	280,000円
授業料（年額）	550,000円
施設設備資金（年額）	200,000円
教育充実費（年額）	280,000円

別表第6 在籍料

在籍料	100,000円	休学の期間が半期による場合は、半額とする。
-----	----------	-----------------------

別表第7 学納金等（聴講生、科目等履修生、研究生）

聴講生	出願料		5,000円
	入学金（入学時）		10,000円
	聴講料	講義（1単位）	5,000円
		演習（1単位）	7,500円
科目等履修生	出願料		5,000円
	入学金（入学時）		10,000円
	科目等履修料	講義（1単位）	10,000円
		演習・実験実習（1単位）	15,000円
研究生	出願料		10,000円
	入学金		15,000円
	研究料（年額）		36,000円

変更事項を記載した書類

変更時期 令和7年4月1日

変更内容 幼児教育学科及び社会福祉学科の入学定員及び収容定員を変更する。

(幼児教育学科)

入学定員 100名 → 80名

収容定員 200名 → 160名

(社会福祉学科)

入学定員 80名 → 100名

収容定員 160名 → 200名

変更理由 現在幼児教育学科は入学定員を100名として学生を募集しているが、令和2年度から現在まで、入学者数が入学定員を充足できていない。一方、社会福祉学科は入学定員を80名として学生を募集しているが、令和2年度から現在まで入学定員を充足している。このことから、幼児教育学科及び社会福祉学科の入学定員の見直しを行い、入学定員充足率の適正化を図る。

幼児教育学科及び社会福祉学科の入学状況

学 科	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児教育学科	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	84	89	70	57	99
	充足率	0.84	0.89	0.70	0.57	0.99
社会福祉学科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	87	86	97	82	95
	充足率	1.09	1.08	1.21	1.03	1.18

中部学院大学短期大学部学則新旧対照表

新	旧																		
<p>中部学院大学短期大学部学則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実際に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行なうことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 学科、学生定員及び修業年限</p> <p>(学 科)</p> <p>第2条 本学に、次の学科を置く。各学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 幼児教育学科 乳幼児教育及び保育に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得した保育者を養成することを目的とする。</p> <p>(2) 社会福祉学科 生活の質の向上に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得し、福祉の向上と社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">収容定員</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幼児教育学科</td> <td style="text-align: center;"><u>80名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160名</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社会福祉学科</td> <td style="text-align: center;"><u>100名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200名</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この学則は、2025年4月1日から施行する。</u></p>		入学定員	収容定員	幼児教育学科	<u>80名</u>	<u>160名</u>	社会福祉学科	<u>100名</u>	<u>200名</u>	<p>中部学院大学短期大学部学則</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実際に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行なうことを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 学科、学生定員及び修業年限</p> <p>(学 科)</p> <p>第2条 本学に、次の学科を置く。各学科の教育研究上の目的については、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 幼児教育学科 乳幼児教育及び保育に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得した保育者を養成することを目的とする。</p> <p>(2) 社会福祉学科 生活の質の向上に必要な基礎理論と技術について教授、研究し、幅広い教養及び深い専門的知識を習得し、福祉の向上と社会の発展に寄与できる人材を養成することを目的とする。</p> <p>(学生定員)</p> <p>第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border: none;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">入学定員</td> <td style="text-align: center;">収容定員</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">幼児教育学科</td> <td style="text-align: center;"><u>100名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>200名</u></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">社会福祉学科</td> <td style="text-align: center;"><u>80名</u></td> <td style="text-align: center;"><u>160名</u></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>		入学定員	収容定員	幼児教育学科	<u>100名</u>	<u>200名</u>	社会福祉学科	<u>80名</u>	<u>160名</u>
	入学定員	収容定員																	
幼児教育学科	<u>80名</u>	<u>160名</u>																	
社会福祉学科	<u>100名</u>	<u>200名</u>																	
	入学定員	収容定員																	
幼児教育学科	<u>100名</u>	<u>200名</u>																	
社会福祉学科	<u>80名</u>	<u>160名</u>																	

学則の変更の趣旨等を記載した書類

1. 学則変更（収容定員変更）の内容

中部学院大学短期大学部は、幼児教育学科及び社会福祉学科の2学科を擁する。令和7年度より、幼児教育学科の入学定員を100名から80名に、社会福祉学科の入学定員を80名から100名にそれぞれ変更することにより、入学定員充足率の適正化を図る。

新		旧	
幼児教育学科		幼児教育学科	
入学定員	<u>80</u> 名	入学定員	<u>100</u> 名
収容定員	<u>160</u> 名	収容定員	<u>200</u> 名
社会福祉学科		社会福祉学科	
入学定員	<u>100</u> 名	入学定員	<u>80</u> 名
収容定員	<u>200</u> 名	収容定員	<u>160</u> 名

2. 学則変更（収容定員変更）の必要性

下表のとおり、幼児教育学科は入学定員を100名として学生を募集しているが、令和2年度以降入学者数が入学定員を充足できていない。一方、社会福祉学科は入学定員を80名として学生を募集しているが、令和2年度以降は入学定員を充足している。このことから、幼児教育学科及び社会福祉学科の入学定員の見直しを行い、入学定員充足率の適正化を図ることとした。

学 科	区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児教育学科	入学定員	100	100	100	100	100
	入学者数	84	89	70	57	99
	充足率	0.84	0.89	0.70	0.57	0.99
社会福祉学科	入学定員	80	80	80	80	80
	入学者数	87	86	97	82	95
	充足率	1.09	1.08	1.21	1.03	1.18
計	入学定員	180	180	180	180	180
	入学者数	171	175	167	139	194
	充足率	0.95	0.97	0.93	0.77	1.07

3. 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(1) 教育課程の変更内容

今回の定員変更に際しては、両学科とも学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程の変更は予定していない。

(2) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の定員変更に際しては、両学科とも学則変更（収容定員変更）に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は予定していない。

(3) 教員組織の変更内容

定員減を行う幼児教育学科では、短期大学設置基準（8名）を上回る10名の基幹教員を配置しており、定員減を行う令和7年度以降も同様に10名を配置する。定員増を行う社会福祉学科では、短期大学設置基準（7名）を上回る9名の基幹教員を配置しており、定員増を行う令和7年度以降に必要な基幹教員数は変わらないが、1名追加して10名の基幹教員を配置する予定である。

(4) 大学全体の施設・設備の変更内容

今回の定員変更に際しては、大学全体の施設・設備の変更は行わず現状の環境を維持する。

学生の確保の見通し等を記載した書類（資料）

【目次】

【資料1】 幼児教育学科及び社会福祉学科の資格取得状況	1
【資料2】 幼児教育学科の求人・就職状況	1
【資料3】 社会福祉学科の求人・就職状況	2
【資料4】 岐阜県の18歳人口の推移予測	2
【資料5】 東海地区及び全国の18歳人口予測	2
【資料6】 岐阜県の高等学校卒業者の大学等進学率と就職率	3
【資料7】 外国人留学生数の推移	3
【資料8】 社会福祉学科における外国人留学生の入学状況	4
【資料9】 既設組織の都道府県の短期大学への入学状況	4
【資料10】 過去5か年における東海の短期大学の学科数、志願倍率、 入学定員充足率	5
【資料11】 過去5か年における全国の短期大学の学科系統別の学部数、志願倍率、 入学定員充足率	6
【資料12】 幼児教育学科及び社会福祉学科の入学状況	6
【資料13】 幼児教育学科及び社会福祉学科の収容定員充足率状況	7
【資料14】 既設学科等の入学定員の充足状況、入学志願の状況	8
【資料15】 済美高等学校から幼児教育学科への入学者数	10
【資料16】 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績	10
【資料17】 競合校との入学志願動向比較	11
【資料18】 令和6年度入試における岐阜県内の短期大学の学科系統別の 入学定員状況	12
【資料19】 近隣の私立短期大学の初年度納付金	13
【資料20】 幼児教育学科及び社会福祉学科の就職率	13

【資料1】 幼児教育学科及び社会福祉学科の資格取得状況

幼児教育学科	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学定員	100	100	100	100	100
卒業者数	91	80	77	80	66
保育士資格取得者数	82	78	74	76	60
保育士資格取得率	90.1	97.5	96.1	95.0	90.9
幼稚園教諭2種免許状取得者数	84	78	72	74	60
幼稚園教諭2種免許状取得率	92.3	97.5	93.5	92.5	90.9

社会福祉学科	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入学定員	80	80	80	80	80
卒業者数	60	78	83	70	90
介護福祉士資格取得者数	37	67	65	45	67
介護福祉士資格取得率	61.6	85.8	78.3	64.2	74.4

【資料2】 幼児教育学科の求人・就職状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卒業者数		91	80	77	80	66
保育所・園	求人件数	1499	1549	1619	1787	1945
	就職者数	40	36	40	37	20
幼稚園	求人件数	923	952	1092	1152	1310
	就職者数	24	34	23	29	29
福祉施設	求人件数	1410	1486	1401	1548	1615
	就職者数	16	7	10	5	10
教育・保育 職計	求人件数	3907	3987	4112	4487	4870
	就職者数	80	77	73	71	59
	就職率	87.9	96.3	94.8	88.8	89.4

※就職率：卒業生のうち教育・保育職への就職者の割合

【資料3】社会福祉学科の求人・就職状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
卒業生数		60	78	83	68	90
福祉施設	求人件数	1532	1632	1492	1649	1724
	就職者数	33	59	60	47	64
	就職率	55.0	75.6	72.3	67.1	71.1

※就職率：卒業生のうち福祉施設への就職者の割合

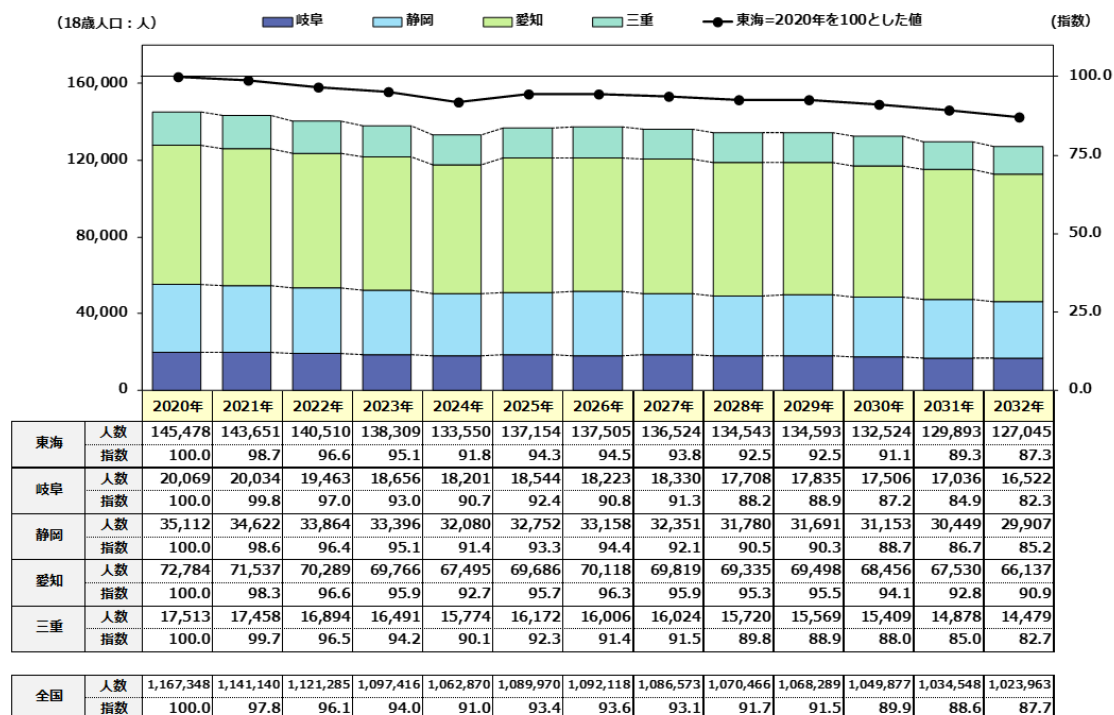
【資料4】岐阜県の18歳人口の推移予測

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
人口	18,201	18,544	18,223	18,330	17,708	17,835	17,506	17,036	16,522

(出典：文部科学省「学校基本調査」を基にリクルート進学総研が示したデータ)

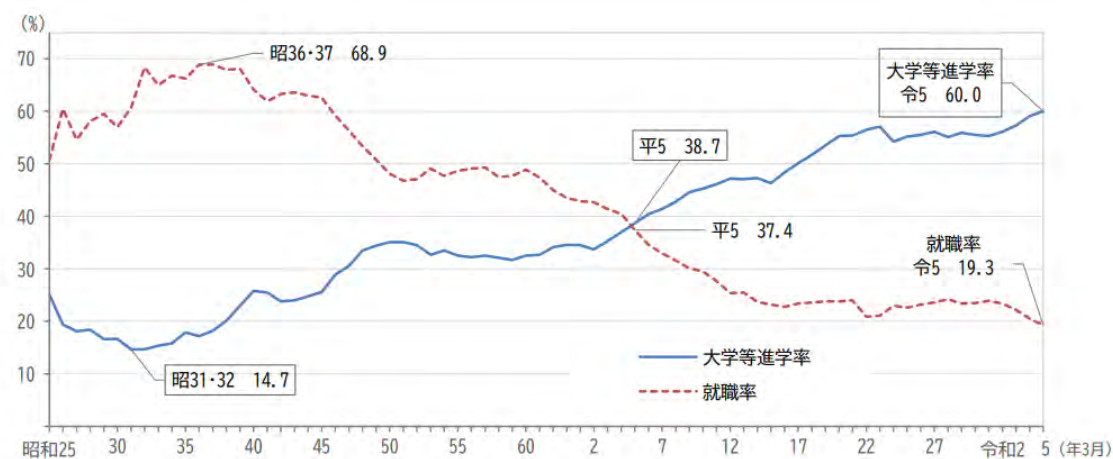
【資料5】東海地区及び全国の18歳人口予測

18歳人口予測 (全体：東海：2020～2032年)



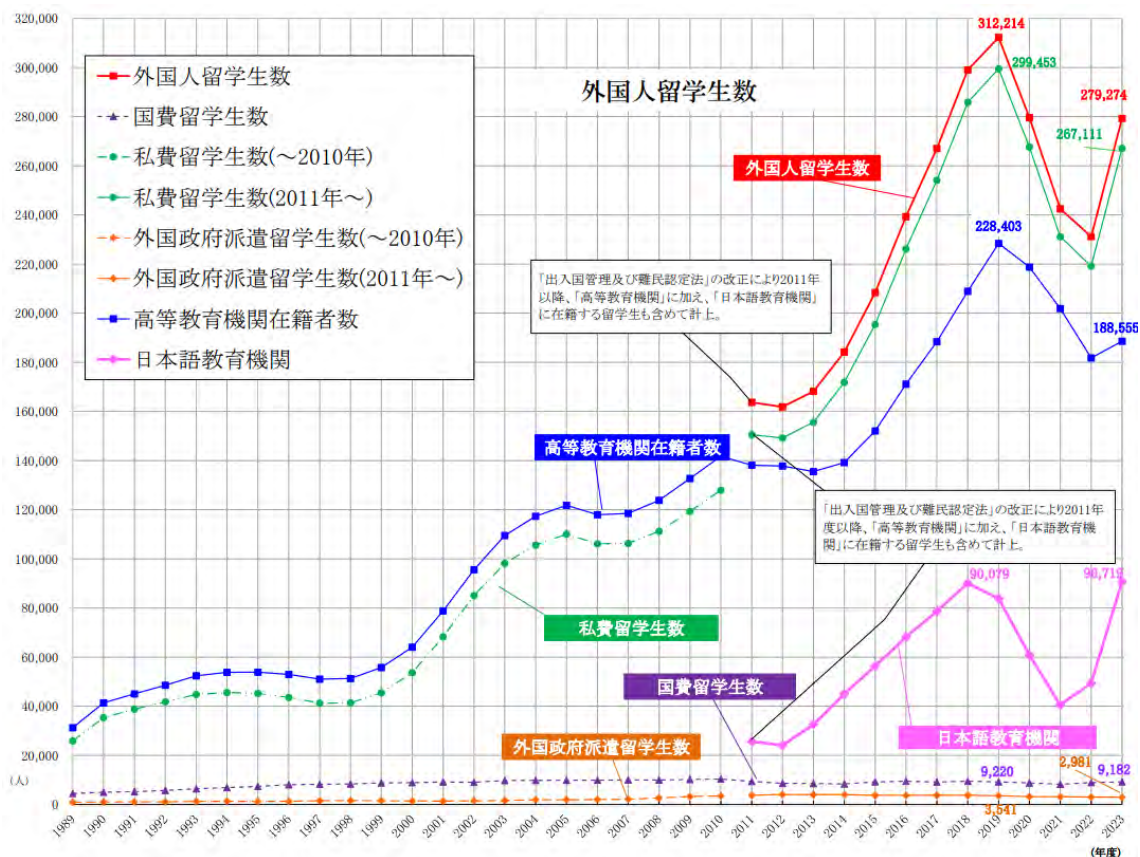
(出典：文部科学省「学校基本調査」を基にリクルート進学総研が示したデータ)

【資料6】 岐阜県の高等学校卒業者の大学等進学率と就職率



(出典：令和5年度岐阜県学校基本調査)

【資料7】 外国人留学生数の推移



(出典：STUDY in JAPAN)

【資料8】社会福祉学科における外国人留学生の入学状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
志願者数	37	46	43	48	54
受験者数	37	46	43	48	54
合格者数	34	44	39	33	50
入学者数	32	29	37	33	50

【資料9】既設組織の都道府県の短期大学への入学状況

○出身高校の所在地県別の入学者数の構成比（上位5都道府県）※直近年度
<幼児教育学科>

	都道府県名	人数（人）	構成比（%）
1	岐阜県	83	83.84
2	愛知県	2	2.02
3	三重県	2	2.02
4	北海道	1	1.01
5	宮崎県	1	1.01
※	外国	10	10.10
	全体	99	100

<社会福祉学科>

	都道府県名	人数（人）	構成比（%）
1	岐阜県	40	42.55
2	愛知県	3	3.19
3	大阪府	1	1.06
4	高卒認定	1	1.06
※	外国	49	52.13
	全体	94	100

○既設組織が置かれる都道府県の定員充足状況

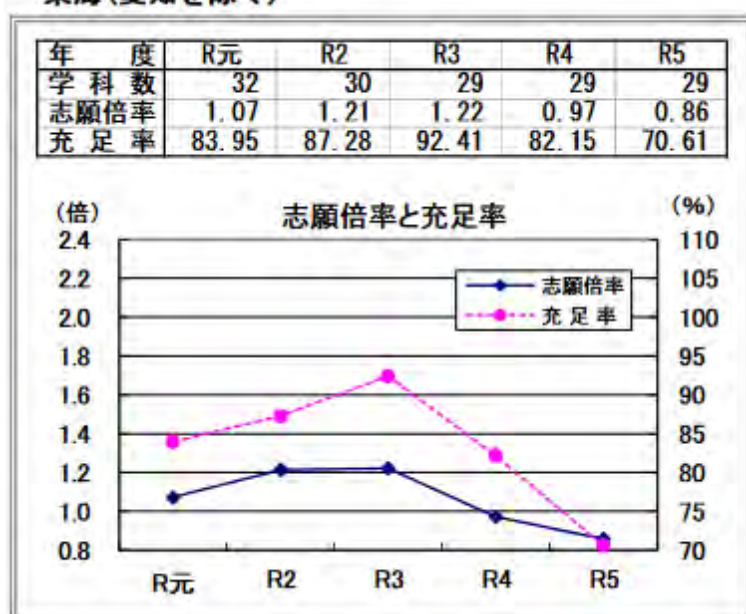
	既設組織所在地	充足率（%）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	東海（愛知除く）	92.41	82.15	70.61

○既設組織の学問分野（系統区分）の定員充足状況

	系統区分	充足率（％）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	教育系	78.98	73.96	68.36
2	社会系	87.42	81.38	78.03
※	社会系のうち介護福祉（学）科	67.50	70.64	70.64

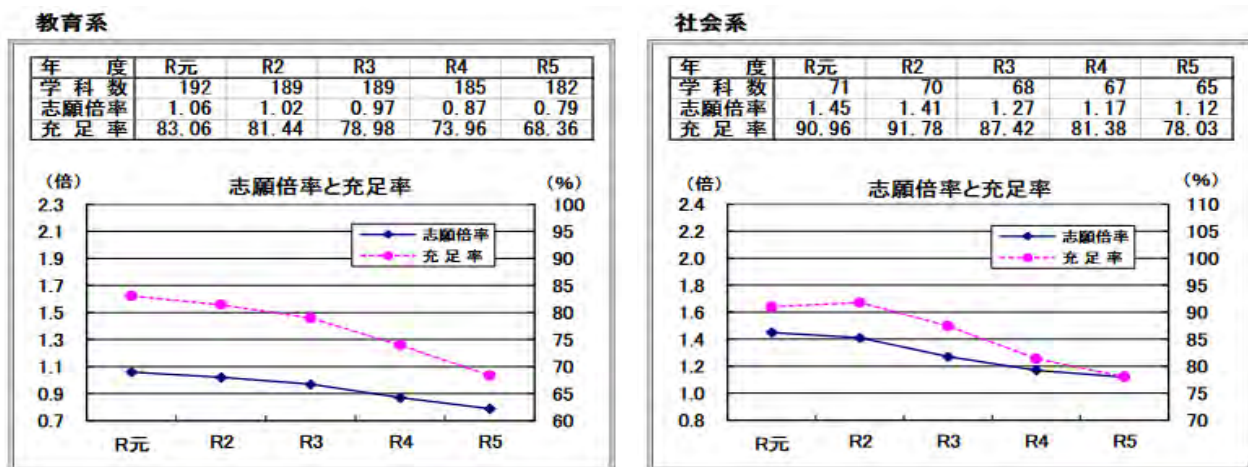
【資料10】過去5か年における東海の短期大学の学科数、志願倍率、入学定員充足率

東海（愛知を除く）



（出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和5年度私立大学・短期大学等入学志願動向」）

【資料 1 1】過去 5 年における全国の短期大学の学科系統別の学部数、志願倍率、入学定員充足率



(出典：日本私立学校振興・共済事業団「令和 5 年度私立大学・短期大学等入学志願動向」)

【資料 1 2】幼児教育学科及び社会福祉学科の入学状況

(幼児教育学科)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	100	100	100	100	100
志願者数	94	95	76	58	103
受験者数	94	95	76	58	103
合格者数	88	94	73	57	100
入学者数	84	89	70	57	99
充足率	0.84	0.89	0.70	0.57	0.99

(社会福祉学科)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
入学定員	80	80	80	80	80
志願者数	94	109	107	98	102
受験者数	94	109	107	98	102
合格者数	89	106	103	82	96
入学者数	87	86	97	82	95
充足率	1.09	1.08	1.21	1.03	1.18

【資料13】 幼児教育学科及び社会福祉学科の収容定員充足率状況

(幼児教育学科)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容定員	200	200	200	200	200
学生数	166	170	155	126	151
収容定員充足率	0.83	0.85	0.77	0.63	0.75

(社会福祉学科)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収容定員	160	160	160	160	160
学生数	166	162	169	177	175
収容定員充足率	1.03	1.01	1.05	1.10	1.09

【資料14】既設学科等の入学定員の充足状況・入学志願の状況
(幼児教育学科)

学科	入試区分	令和2年度					令和3年度					令和4年度					令和5年度					令和6年度											
		志願者		合格者	手続者	辞退者	入学者	志願者		合格者	手続者	辞退者	入学者	志願者		合格者	手続者	辞退者	入学者	志願者		合格者	手続者	辞退者	入学者								
		男	女					合計	男					女	合計					男	女					合計	男	女	合計	男	女	合計	男
幼児教育	自己実現入試(A)	0	7	7	7	7	7																										
	自己実現入試(前期)	0	2	2	2	2	2	1	8	9	9	9	9	0	5	5	5	5	5	0	5	5	5	5	5	0	3	3	3	3			
	自己実現入試(中期)	0	4	4	4	4	4	1	8	9	9	9	9	0	3	3	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1			
	自己実現入試(後期)	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0		
	小計	0	16	16	13	13	13	2	16	18	18	18	18	0	10	10	9	9	1	3	0	6	6	6	6	6	1	4	5	4	4		
	ｽｰﾌﾟ活動評価(A)	0	0	0	0	0	0																										
	ｽｰﾌﾟ活動評価(B)	0	0	0	0	0	0																										
	ｽｰﾌﾟ活動評価(C)	0	0	0	0	0	0																										
	ｽｰﾌﾟ活動評価(後期)	0	0	0	0	0	0																										
	小計	0	0	0	0	0	0																										
	音楽活動評価(前期)														0	1	1	1	1	1													
	音楽活動評価(後期)														0	0	0	0	0	0													
	小計																																
	課外活動特別(前期)								0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0													
	課外活動特別(後期)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													
	ｽﾎﾟｰﾂ吹奏系(後期)																																
	小計								0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0													
	専門高校等特別(前期)																											1	0	1	1	1	
	専門高校等特別(後期)																											0	0	0	0	0	
	小計																											1	0	1	1	1	
	地域貢献特別(前期)																											0	0	0	0	0	
	地域貢献特別(後期)																											0	0	0	0	0	
	小計																											0	0	0	0	0	
	同窓生特別								0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1													
	ｷﾘｽﾄ教特別推薦														0	0	0	0	0	0													
	小計								1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	1	1													
	学院内推薦								0	16	16	16	16	16	0	20	20	20	20	20								0	23	23	23	23	
	指定校推薦								1	38	39	39	39	39	3	25	28	28	28	28								1	44	45	45	45	
	小計								1	54	55	55	55	55	3	45	48	48	48	48								1	67	68	68	68	
	推薦(専願)前期								0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0								0	2	2	2	2	
	推薦(専願B)前期																																
	推薦(専願C)前期																																
	推薦(併願)前期								0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	推薦(併願B)前期																																
	推薦(併願C)前期																																
	推薦(専願)後期								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	推薦(専願B)後期																																
	推薦(専願C)後期																																
	推薦(併願)後期								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	推薦(併願B)後期																																
	推薦(併願C)後期																																
	小計								0	2	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0								0	2	2	2	2	
	一般入試A日程								0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1								1	0	1	1	1	
	一般入試B日程								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	一般入試C日程								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	一般入試D日程								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	3月入試 A方式								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	3月入試 B方式																												0	0	0	0	0
	小計								0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1								1	1	1	1	1	
	共通テスト利用入試(前期)								0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1								0	0	0	0	0	
	共通テスト利用入試(中期)																																
	共通テスト利用入試(後期)								0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	小計								0	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	社会人(前期)								0	0	0	0	0	0	0																		
	社会人																																
	シニア(前期)								0	0	0	0	0	0	0																		
	シニア																																
	保育士養成科								2	13	15	13	12	12	2	10	12	11	11	1	10							2	13	15	13	13	
	小計								2	13	15	13	12	12	2	10	12	11	11	1	10							2	13	15	13	13	
	留学生国外(前期)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0								0	0	0	0	0	
	留学生国外(中期)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	3	3	3	3		
	留学生国外(後期)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	1	1	1	1		
	留学生国内(前期)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							0	0	0	0	0	0	
	留学生国内(中期)								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0							4	3	7	7	7	1	6
	留学生国内(後期)								0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0							0	0	0	0	0	0	
	小計								0	1	1	1	1	1	0	0	1	1	0	0							4	7	11	11	11	10	
	第2・第3																																
	学科小計								2	80	82	88	84	81	83	6	86	82	94	80	1	89					6	70	76	73	72	2	70

※入学定員は各学科

2. 入学定員充足率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学定員	100	100	100	100	100
入学定員充足率	0.83	0.89	0.70	0.57	0.99

【資料15】 済美高等学校から幼児教育学科への入学者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入学者数	22	18	22	5	23

【資料16】 既設学科等の学生募集のためのPR活動の過去の実績

○オープンキャンパス参加者数と出願者数（直近3年間）

年度	短大		出願者数	
	オープンキャンパス参加者数		幼児教育学科	社会福祉学科
令和4年度	実数	186	36	39
	のべ	255		
令和5年度	実数	206	32	39
	のべ	260		
令和6年度	実数	237	26	66
	のべ	314		

○資料請求者と出願者数

年度	短大		出願者数	
	資料請求者数		幼児教育学科	社会福祉学科
令和4年度	実数	1706	39	50
	のべ	3299		
令和5年度	実数	1809	33	42
	のべ	3446		
令和6年度	実数	1655	29	67
	のべ	3123		

○進学相談会と出願者数

年度		高校内ガイダンス			会場相談会		
		短大	出願者数		短大	出願者数	
			幼児教育学科	社会福祉学科		幼児教育学科	社会福祉学科
令和4年度	実数	323	25	30	99	4	6
	のべ	441			115		
令和5年度	実数	285	17	32	68	5	9
	のべ	377			77		
令和6年度	実数	199	14	42	75	4	12
	のべ	293			93		

【資料17】競合校との入学志願動向比較（直近3年間）

中部学院大学短期大学部		令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児教育学科	志願者数	76	58	103
	受験者数	75	58	103
	合格者数	73	57	100
	入学者数	70	57	99
	入学定員数	100	100	100
	入学定員充足率	70%	57%	99%
社会福祉学科	志願者数	107	98	102
	受験者数	106	98	102
	合格者数	103	82	96
	入学者数	97	82	94
	入学定員数	80	80	80
	入学定員充足率	121.3%	102.5%	117.5%
短期大学部計	志願者数	183	156	205
	受験者数	181	156	205
	合格者数	176	139	196
	入学者数	167	139	196
	入学定員数	180	180	180
	入学定員充足率	92.8%	77.2%	108.9%

競合校		令和4年度	令和5年度	令和6年度
幼児教育学科と 同系統の学科	志願者数	59	53	63
	受験者数	59	53	63
	合格者数	59	53	63
	入学者数	59	53	63
	入学定員数	100	100	100
	入学定員充足率	59%	53%	63%

(出典：大学ホームページ等)

※岐阜県内に本学社会福祉学科と競合する短期大学はない。

【資料18】令和6年度入試における岐阜県内の短期大学の学科系統別の入学定員状況

※岐阜県内に社会系（介護福祉）学科の短期大学がないため東海圏とした。

令和6年度入試における岐阜県内の教育系学科の入学定員と入学定員充足率

大学名	学科名	入学定員	入学者数	入学定員充足率(%)	備考
中部学院大学短期大学部	幼児教育学科	100	99	99.0	
東海学院大学短期大学部	幼児教育学科	100	63	63.0	
大垣女子短期大学	幼児教育学科	50	36	72.0	3年制
中京学院大学短期大学部	保育科	70	43	61.4	
岐阜聖徳学園大学短期大学部	幼児教育学科	100	35	35.0	募集停止

令和6年度入試における東海圏の社会系（介護福祉）学科の入学定員と入学定員充足率

大学名	学科名	入学定員	入学者数	入学定員充足率(%)	備考
中部学院大学短期大学部	社会福祉学科	80	94	117.5	
名古屋経営短期大学（愛知）	介護福祉学科	30	34	113.3	
高田短期大学（三重）	キャリア育成学科	100	108	108.0	

※高田短期大学キャリア育成学科の介護福祉コースの入学者数は40人。

【資料19】 近隣の私立短期大学の初年度納付金

	大学名	学科名	初年度納付金 (円)	左記に含まれる入 学金 (円)
教育 系・ 保育 系	中部学院大学短期大学部	幼児教育学科	1,406,500	280,000
	岐阜聖徳学園大学短期大学部	幼児教育学科	1,415,000	300,000
介護 系	東海学院大学短期大学部	幼児教育学科	1,250,000 ※1	200,000
	中京学院大学短期大学部	保育科	1,240,000 ※2	200,000
介護 系	中部学院大学短期大学部	社会福祉学科	1,432,750	280,000
	名古屋経営短期大学	介護福祉学科	1,350,000	280,000

(出典：各大学ホームページ)

※1 教職課程（幼稚園教諭二種）、保育士課程の資格課程は学費以外に別に資格課程履修費が必要。

※2 学生傷害保険代、健康診断料、保護者会費等の諸費用を含まず。

【資料20】 幼児教育学科及び社会福祉学科の就職率

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児教育学科	100%	100%	100%	100%	100%
社会福祉学科	100%	100%	100%	100%	100%

学生の確保の見通し等を記載した書類（本文）

【目次】

(1) 収容定員を変更する組織の概要	1
① 収容定員を変更する組織の概要(名称、入学定員、収容定員、所在地)	1
② 収容定員を変更する組織の特色	1
(2) 人材需要の社会的な動向等	1
① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析	1
② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析	2
③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域	3
④ 既設組織の定員充足の状況	4
(3) 学生確保の見通し	4
① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果	4
ア 既設組織における取組とその目標	4
イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標	6
ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数	6
② 競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況	7
ア 競合校の選定理由と収容定員を変更する組織との比較分析、優位性	7
イ 競合校の入学志願動向等	8
ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等	8
エ 学生納付金等の金額設定の理由	9
③ 先行事例分析	9
④ 学生確保に関するアンケート調査	9
⑤ 人材需要に関するアンケート調査等	9
(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由	10

(1) 収容定員を変更する組織の概要

① 収容定員を変更する組織の概要（名称、入学定員、収容定員、所在地）

収容定員を変更する組織	入学定員	収容定員	所在地 (教育研究を行うキャンパス)
中部学院大学短期大学部 幼児教育学科	80	160	岐阜県関市桐ヶ丘二丁目1番地
中部学院大学短期大学部 社会福祉学科	100	200	同上

② 収容定員を変更する組織の特色

幼児教育学科は昭和42年に開設し、長い教育実績を持つ歴史のある学科である。本学科を卒業する学生のほぼ全員が、2年間で幼稚園教諭2種免許状と保育士資格を取得し、卒業後は保育の専門家として幼稚園や保育園に就職する。乳幼児教育、保育に必要な幅広い教養及び専門的知識を修得した保育者を養成している。

社会福祉学科は、生活の質の向上に必要な基礎理論と技術、専門的知識を修得し、福祉の向上と社会の発展に寄与できる介護福祉士の養成を行っている。介護の実践に必要なところからだのしくみについて基礎知識を学ぶとともに、経管栄養や喀痰吸引など「医療的ケア」の技術も身につける。これまでに約9200名の卒業生を輩出している。

幼児教育学科及び社会福祉学科の過去5年間（令和元年～令和5年度）の資格取得状況は【資料1】の通りである。

(2) 人材需要の社会的な動向等

① 収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

中部学院大学短期大学部は、教育基本法及び学校教育法に基づき、キリスト教精神による人格教育を基盤として、広く一般教養として必要な知識を授けるとともに、深く実際に役立つ専門の学芸を教授・研究し、清らかな人格と高い教養、豊かな情操を養い、よりよき社会人としての人間形成を行うことを目的としている。

幼児教育学科の過去5年間（令和元年～令和5年度）の求人件数及び就職状況は【資料2】の通りとなっている。岐阜県をはじめとする東海地方の求人が多く、求人件数は平均約4300件で、学科定員の約43倍の求人がある。岐阜県内の保育士の有効求人倍率は2024年1月時点で3.12倍と高い傾向にあり、保育士を必要とする職場は保育士が不足している状態である。

社会福祉学科の過去5年間（令和元年～令和5年度）の求人件数及び就職状況は【資料3】の通りとなっている。求人件数は平均約1600件で、学科定員の約20倍の求人がある。岐阜県内の介護福祉士の2024年の有効求人倍率は3.43倍と高い傾向にある。介護の現場では恒久的に人材不足が発生しており、さらなる人材養成が介護現場、社会から求められている。

② 中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

2024年以降の岐阜県の18歳人口の推移予測は【資料4】のようになっている。また、東海地区及び全国の18歳人口予測は【資料5】の通りである。全体として緩やかな人口減少の傾向にあるが、岐阜県の高校生の卒業後の進路をみると大学等に進学している高校生は【資料6】に示されている通り右肩上がりになっており、岐阜県の人口統計には大学及び短大への進学者のうち70%以上が岐阜県に残留していることが示されている。今後この傾向は続くものと考えられるため、県内の高校生、保護者に対してさらに本学の魅力をアピールすることで入学定員及び収容定員を充足できるものとする。

また、我が国においては文部科学省が平成20年に7月「留学生30万人計画」を示し、グローバル戦略の一環として、令和2年を目途に留学生受入30万人を目指すこととなった。外国人留学生数の推移を【資料7】に示す。コロナ禍により令和元年度から一旦の落ち込みはあったが、令和5年度の外国人留学生数は279,274人となっている。こうした背景のもと、特別養護老人ホーム等を運営する社会福祉法人（以下「事業所」という。）と本学社会福祉学科との協力関係による、外国人留学生の介護福祉士養成を行うこととした。外国人留学生の介護福祉士養成に関する広報活動は主として事業所が行い、本学がアドミッション・ポリシーに基づいて外国人留学生日本国内入試及び外国人留学生日本国外入試を実施する。入試では筆記試験（日本語能力）、課題作文及び面接試験を課して選考する。入学後は日本人学生と同様に介護福祉士国家試験の合格に向けた介護教育を行うとともに、外国人留学生に対しては日本語能力検定試験N2以上を目指す日本語教育も行う。この結果、令和2年度以降の社会福祉学科への外国人留学生の入学者数は【資料8】の通りとなっている。安定的に外国人留学生の受け入れができるようになっており、今回社会福祉学科は入学定員を80名から100名に変更するが入学定員を充足することは可能であるとする。

③ 収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

本学の幼児教育学科と社会福祉学科は【資料9】の出身高校の所在地県別の入学者数の構成比に示しているとおおり、岐阜県内の高校からの入学者が最も多く、令和6年度の構成比が幼児教育学科で83%を超え、社会福祉学科では42.5%となっている。岐阜県以外では、愛知県からの入学者もある。また近年では外国からの留学生も増加しており、構成比は幼児教育学科10.1%、社会福祉学科51.4%である。このことから本学の入試広報課や入試アドバイザー（高校訪問やガイダンス等における広報活動に携わる専任スタッフ）を中心に担当エリア（岐阜県岐阜地区、中濃地区、東濃地区、西濃地区、飛騨地区、愛知県尾張等）を設けて高校訪問等の広報活動をおこなっている。また日本語学校や留学サポート業者、連携先事業所（社会福祉法人・医療法人）等と協力して、国内外から優秀な留学生を確保している。

既設組織が置かれる都道府県の短期大学の定員充足状況について、【資料10】の過去5か年における東海（愛知県を除く）の短期大学の学科数、志願倍率、入学定員充足率によると、東海の定員は未充足であることに加え、令和3年度をピークにその後の充足率は減少傾向であり、令和5年度の充足率は7割程度まで減少した。

既設組織が置かれる学問分野（系統区分）の定員充足状況について、【資料11】の過去5か年における全国の学科系統別の学科数、志願倍率、入学定員充足率によると、本学幼児教育学科の系統区分「教育系」の学科の入学定員充足状況は、未充足が続いており、令和5年度の充足率は7割を切った。さらに、志願倍率では令和3年度に初めて、1.00倍を下回り、令和5年度では0.80倍を切った。令和元年度に192あった学科数も令和5年度に182まで減少していることも含めて、全国的に短期大学の教育系の学科は、慢性的な定員未充足に加え、学生のニーズが低い状況であるといえる。

本学社会福祉学科の系統区分である「社会系（介護福祉）」の学科の定員充足状況についても「教育系」の学科と同様に全国的に未充足（令和5年度充足率70.64%）となっており、今後も同様の状況が続くと考えられる。しかし、本学社会福祉学科では早くから外国人介護人材の受け入れや医療事務系のコースを設けるなど、学生確保に努めてきた結果、入学者が増加し、毎年定員を充足している

以上のことから、本学は岐阜県内及び近隣地域からの高校の入学者が多いが、県内の定員充足状況や幼児教育学科ならびに社会福祉学科の系統区分の定員充足状況から、岐阜県内及び近隣地域の高校生をターゲットとした学生募集は適しているが、募集対象となる生徒数が減少していることと、留学生の入学者が増加していることに留意する必要がある。

④ 既設組織の定員充足の状況

幼児教育学科及び社会福祉学科の過去5年分(令和2年～令和6年度)の入学者数と入学定員充足率を【資料12】に、収容定員充足率を【資料13】示す。また、志願者数のうち、志願者の入試方法別の入学志願状況を【資料14】に示す。

幼児教育学科は昭和42年に開設し、長い教育実績を持つ歴史のある学科である。近年少子化による18歳人口の減少(【資料5】参照)、高校生の進路選択における4年生大学志向、さらに幼稚園教諭及び保育士資格の取得を希望する学生が減少していることも重なり、令和2年度以降は入学定員を充足できていない。特に令和5年度については、系列高校である済美高等学校からの入学者数の落ち込みがあり、入学定員充足率は0.57となった。済美高等学校からの入学者数の推移を【資料15】に示す。令和5年度は一時的な落ち込みがあったが、例年20名程度の入学者がある。過去5年間の入学者数の平均は79.8名であり、現在は入学定員を100名として学生募集を行っているが、この入学定員を80名にして入学定員充足率の適正化を図る。

社会福祉学科は入学定員を80名として学生募集を行っているが、令和2年度から令和6年度にかけて入学定員充足率は100%を上回っている。【資料8】に示した通り、外国人留学生の受け入れを行うことで入学定員を充足できていることもあり、今後も外国人留学生だけでなく日本人学生の募集活動も積極的に行っていく。外国人留学生の受け入れについては、令和6年度のように毎年50人程度の受け入れを想定しており、入学定員を80名から100名にしても入学定員を充足できると考える。

(3) 学生確保の見通し

① 学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

学生募集のためのPR活動として、高校訪問、進学相談会、オープンキャンパス、留学生募集の4点について説明する。1点目の高校訪問については、入試広報課職員及び入試アドバイザーを中心に担当エリアを8つに分けて、担当する高校の進路指導部へ本学の教育内容や入試情報等の説明、担当する高校の進路状況及び要望事項等の情報収集・整理等をおこなっている。なお、担当エリアについては、【資料9】にある出身高校の所在地県別の入学者数の構成比上位の岐阜県と愛知県の過去の実績等を基に選定し、岐阜県を5エリア(岐阜、中濃、東濃、西濃、飛騨)、愛知県を2エリア(愛知A、愛知B)、その他1エリア(近隣県)を訪問している。岐阜県は入試広報課職員が各校年間6回(約480回)訪問。愛知県は入試アドバイザー2名が各自約300回訪問している。その他の近隣県は在学状況や出願

状況等を見ながら入試広報課員が訪問している。また年に9回、入試アドバイザー会議をもち、入試広報課職員と入試アドバイザーの情報交換の場としている。加えて、年に数回、入試広報課職員が学科長会議や入試広報委員会において、学科教員への情報提供をおこなっている。

また高校や塾・予備校の教職員を対象とした地区別大学説明会を岐阜県内4会場（関市、各務原市、多治見市、高山市）で開催。特に在學生や卒業生によるパネルディスカッションは、学生の生の声が聴けると大変好評である。

2点目の進学相談会については、高校内でおこなわれる高校内ガイダンスと校外施設でおこなわれる会場進学相談会に、入試広報課職員及び入試アドバイザー、学科教員が手分けして参加している。直接高校生と接触し、本学の紹介や本学が保有する分野・系統・職業の魅力の説明、模擬授業等をおこなっている。令和5年度の参加件数（大学・短大の合計）は、高校内ガイダンス約90件、会場進学相談会約200件である。

3点目のオープンキャンパスについては、本学に興味関心をもつ高校生とその保護者をメインターゲットとして、キャンパスを開放し、学科説明、模擬授業、体験コーナー、在學生との懇談、入試や奨学金等の相談、ランチ体験、キャンパスツアー等を実施している。年間6回（3月、5月、6月、7月、8月×2回）のオープンキャンパスでは、生徒と保護者にアンケートを実施しており、その結果を次回や次年度の計画に生かしている。このほか、大学見学と個別相談を中心とした「大学見学WEEK」を年5回（3月、7月、10月、11月、12月）設けている。学校行事や部活動等でオープンキャンパスに参加できない生徒を主な対象として、生徒との対面による接点を確保している。

オープンキャンパスの実績は【資料16】に示すとおり、本学の令和5年度入試に繋がったオープンキャンパスの参加者数は237人（のべ314人）で前年比115%（120%）、うち受験者数は幼児脅教育学科63人、社会福祉学科26人、入学者数は同数であった。オープンキャンパスの参加者数の総数は前年度の参加者数と大きく変化はないが、オープンキャンパス参加の高校1年生、2年生への告知が不足していることから、その改善が課題であると考えられる。

またバス見学会（高校独自、業者仲介、PTA主催、行政主催等）も積極的に受け入れており、本学を知ってもらう絶好の機会となっている。

4点目の留学生募集については、日本語学校や留学サポート業者、連携先事業所（社会福祉法人・医療法人）等と協力して、国内外から優秀な留学生を確保している。中部学院大学留学生別科から本学への入学を前提とした受験生や、直接本学へ入学を希望する留学生等、国内外を問わず、本人の希望に合わせて適切な募集活動を実施している。現在の在学状況は、1位ミャンマー、2位インドネシアからの留学生が多く、【資料8】にあるように、特に本学社会福祉学科においては年々外国

人の入学者数が増加している。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

令和7年度からの短期大学の入学生確保に向けて、指定校推薦入試における指定校推薦枠（人数）及び指定基準、オープンキャンパスの申込方法や内容、高校訪問、奨学金制度等の見直しを実施する。

本学では毎年指定校推薦枠等の見直しを図っており、引き続き各高校の現状に合った指定校推薦枠（人数）や指定基準の見直しをきめ細やかにおこなっていく。また「指定校推薦入試特別奨学金」の対象基準の見直しを図り、学修意欲の高い学生が安心して学業に専念できる支援をおこなう。

現在実施中のオープンキャンパス参加者や資料請求などで本学に接触した者のうち非出願者及び入学辞退者に対する調査・分析をおこない、その結果に基づき、本学への受験率及び入学率の向上を図る。

高校訪問については、高校側と一体となった学生育てができるよう、大学の紹介やオープンキャンパスの案内に終始せず、高校の要望を聴取することに引き続き留意し、本学教職員と高校教員との連携を強化する。これを足掛かりに学生確保に繋げる。

上記に加え、本学が早くから充実させてきた様々な奨学金制度（減免制度）の見直しを図り、本当に経済的な支援が必要な学生や保護者に的確な支援をおこない、高い意欲をもって学修に臨んでもらえるようにする。

また令和7年入試に向けて、総合型選抜にもインターネット出願を導入し、受験生の利便性を高め、出願率の向上を図る。

指定校推薦入試、オープンキャンパス、高校訪問を見直し、高校との関係を強化していくこと、生徒や保護者が安心して進学できるよう現状に合った経済的支援をおこなうこと等の取組と積極的な入試広報活動を展開することで、収容定員変更後も入学者の確保を図る。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

本学では、上述のオープンキャンパス、高校訪問、奨学金制度に加え、進学情報誌や進学情報サイト、進学相談会、ダイレクトメール、高校内等設置物（ポスター等）、留学生施策、系列高校（済美高校）でのガイダンス、県の離職者等訓練生制度等の学生募集活動をおこなっている。その効果により、令和5年4月入学者の充足率は幼児教育学科99%、社会福祉学科117.5%であり、ほぼ定員を充足した。

【資料14】の直近5年間の志願者数、合格者数、入学者数の平均値を参考にした

上で、「(2) 人材需要の社会的な動向等学生確保に向けた取組み ④既設組織の定員充足の状況」で説明した見込み、上述した学生確保に向けた取組と見込まれる効果等を総合的に判断し、令和7年度の入学者の見込み数は幼児教育学科80名、社会福祉学科100名の入学者を見込めると考えている。

② 競合校の状況分析

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

県内の短期大学で立地が近いこと、入学定員及び収容定員規模が同じであること、同系列の学問分野があり教育内容が類似していることを踏まえ競合校を抽出した。

競合校について、高大連携の観点及び幼児教育環境等の観点から比較分析をおこなった。高大連携の観点において、本学を置く岐阜済美学院は、済美高校を併設しており、高校は本学と関係性が強い学問分野（保育科、普通科健康福祉コース）を有している。そのため本学では済美高校と連携し、本学に対する生徒の関心を高める相互交流活動（本学教員による授業や学科説明会等）を実施している。この活動では、本学教員が高校の授業の一部を担当することや高校内で本学の説明や分野・仕事について解説する。あるいは生徒が大学の施設を使って専攻分野の演習をおこなうことで、自身の個性や進路に対する適性を把握し、学習意欲や進路意識を高め、自分の進路に対して主体的に探求しようとする態度を育てることを目的としている。生徒が本学の設定する科目を履修した場合、本学入学後に単位としてこれを認定する制度がある。高校から大学への学びの継続や本学教員の顔が生徒に見えること等を踏まえて、本学の志望も湧きやすい環境であるため、系列高校を持たない競合校と比べ一定数の学生の確保に優位であると考えている。

幼児教育環境の観点においては、本学は関キャンパスに附属桐ヶ丘幼稚園、岐阜市内に附属幼稚園、各務原キャンパスに子ども家庭支援センター、系列の社会福祉法人中部学院福祉会が運営する保育園と児童センターを岐阜市に有しており、競合校と比べ園児との距離が近い環境にあることや、多様な保育関連施設を活用できる点で、実習だけではなく年間を通して子どもたちと様々な行事等に関わることができるため、より深い学びや視点を身につけることができる。

介護福祉環境の観点においては、岐阜県内で唯一の介護系学科のため、比較は難しいが、同じキャンパスに中部学院大学を併設しており、短期大学卒業後の進路選択として四年制大学への編入学の道がある。東海北陸地区で最初にできた介護系短期大学のひとつであり、中部学院大学も岐阜県で初となる福祉系四年制大学という伝統と実績を基盤に、他県の競合校にはない学習環境を提供できる点で優位であると考えられる。

以上の高大連携の観点及び幼児教育環境等の観点からの分析において、本学は競

合校と比較して、併設校である済美高校との関係性を活かした大学と高校の相互交流活動による学生募集活動に加えて、附属幼稚園をはじめとする多様な保育関連施設、伝統と実績ある福祉の教育体制による、より深い学びや視点を身につけることができる教育環境等を踏まえて、本学は競合校より優位であるといえる。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校の過去3年間の入学志願状況は【資料17】に示すとおり、幼児教育学科の入学定員充足率は本学と同様に未充足となっており、令和4年度から6割を切っている。令和6年度は前年より入学生が増加したものの63名となった。岐阜県内で幼児教育系学科を有する短期大学も押しなべて、入学定員充足率が6割から7割となっている。

本学の幼児教育学科は、入学定員充足率が令和4年度70%、令和5年度57%であった。しかし令和6年度には入学者定員充足率が99%まで改善した。

以上のことから、競合校は入学定員が未充足であり、岐阜県内の幼児教育系学科で定員を充足している短期大学はない。その中で、本学は毎年度岐阜県内で最も多くの入学者を確保していることを踏まえ、後述する定員を充足できる根拠等を総合的に判断して入学定員変更後においても、学生確保は可能であると考えている。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等

ここでは、収容定員を変更する本学の各学科の学問系統に近い岐阜県内の短期大学の入学定員状況を分析する。

幼児教育学科では【資料18】に示すとおり、教育系の学科を設置している岐阜県内の短期大学は4大学4学科（募集停止の大学は除く）であり、全学科が未充足であるが、本学の幼児教育学科の入学定員充足率は毎年1位に位置していることから、岐阜県内で教育系の学科を志望する受験生から本学が高い評価を得ていると考えられる。令和6年4月入学をもって、岐阜県内の短期大学幼児教育学科が募集停止となったことを受け、その受け皿も必要となる。今後、入学定員を減ずることで定員を充足できると考えている。

社会福祉学科については、介護系学科を有する競合校がないため比較は難しい。本学の社会福祉学科は、入学定員充足率が令和4年度121.2%、令和5年度102.5%、令和6年度117.5%であり、毎年定員を充足している。本学社会福祉学科の留学生35名が令和6年に実施された介護福祉士国家試験を受験、うち30名が国家試験に合格するという快挙を成し遂げた。今後、介護人材の確保として優秀な留学生の受け入れを拡大することで、入学定員を増加しても定員を充足できると考えている。

以上のとおり、他大学と比較分析した各学科の入学定員充足状況や、上述した、

高大連携の観点、幼児教育環境の観点、介護福祉環境の観点等を総合的に判断した結果、本学の幼児教育学科及び社会福祉学科は、入学定員変更後においても定員を充足することができると考えている。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

幼児教育学科及び社会福祉学科の初年度納付金は、【資料19】の通りである。今回の収容定員の変更は改組を伴うものではないため、収容定員変更後も現行の金額を踏襲する。

幼児教育学科の初年度納付金は、岐阜県内の教育系・保育系の短期大学と比較するとほぼ同程度である。社会福祉学科は岐阜県内に介護福祉士養成を行っている短期大学がないため近隣の大学と比較すると、こちらもほぼ同程度であるといえる。また、本学では急速に進む高度情報化社会において情報通信技術の十分な活用能力を有する人材を養成すること、教育・授業改善を目的として2022年度入学生から、入学時に1人1台のノートパソコン（Surface Go2）を無償貸与しており、一定の条件を満たした場合は卒業時に無償譲渡している。こうしたことから現在の学生納付金の金額設定は適切なものであると考える。

③ 先行事例分析

先行事例がないため、省略。

④ 学生確保に関するアンケート調査

収容定員変更に係る学則変更の届出のため省略。

⑤ 人材需要に関するアンケート調査

幼児教育学科では幼稚園教諭及び保育士の養成を、社会福祉学科では介護福祉士の養成を行っている。(2) ①で示した通り、幼児教育学科には毎年4300件程度、社会福祉学会には1600件程度の求人があり、岐阜県内の有効求人倍率は2024年で幼児教育学科3.12倍、社会福祉学科3.43倍といずれも高い水準となっている。幼児教育学科及び社会福祉学科の過去5年間(令和元年～令和5年度)の就職率を【資料20】に示す。令和5年度まで、幼児教育学科は22年連続、社会福祉学科は21年連続で就職率100%を達成している。社会的に需要が高い幼稚園教諭、保育士、介護福祉士の養成を行うこと、また幼児教育学科及び社会福祉学科それぞれの入学定員の適正化を図る観点から、適当な収容定員の変更であると

考える。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

幼児教育学科及び社会福祉学科の過去5年間の入学定員、志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、入学定員充足率は【資料12】の通りである。

幼児教育学科は入学定員を100名として学生を募集しているが、令和2年度以降入学者数が入学定員を充足できていない。18歳人口の減少（【資料5】参照）や高校生の進路選択における4年制大学志向もあり、志願者数をみても令和2年度以降志願者数は減少傾向にある。一方、社会福祉学科は入学定員を80名として学生を募集しているが、【資料8】に示した通り外国人留学生を安定的に受け入れ始めたことにより令和2年度以降は入学定員を充足している。外国人留学生については毎年50名程度の受け入れを想定している。このような状況を踏まえて幼児教育学科と社会福祉学科の入学定員の振り替えを行い、幼児教育学科は入学定員を100名から80名に、社会福祉学科は入学定員を80名から100名にそれぞれ変更することで入学定員充足率の適正化を図る。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	カギリ フエ 片桐 史恵 <令和4年4月>	55	修士 (人間科学)	—	中部学院大学短期大学部 学長 (令和4.4~令和7.3)